

民間企業における役員退職慰労金制度
の実態に関する調査
(平成 25 年度 総務省人事・恩給局委託調査)
報告書

平成 25 年 12 月

■ 調査実施概要

1. 調査目的

総務省人事・恩給局では、国家公務員の退職手当制度の総合的な検討を行うに当たり、その参考とするために、民間企業等における退職給付制度に関する基本的な事項及びその時々状況に応じた詳細な事項の調査・研究を継続的に行っている。

本年度は、民間企業の役員退職慰労金制度の実態を調査し、常勤従業員数規模間でどのように異なるのか分析した。

2. 調査対象先

平成25年9月現在において、常勤従業員数規模50人以上の民間企業を業態別に層化して、各層から下表の標本数を無作為に抽出した。抽出データは、(株)東京商工リサーチのデータを使用した。

	50～100人未満	100～300未満	300～ 1,000人未満	1000人以上	合計
1 農業、林業	18	8	2	0	28
2 漁業	7	4	0	0	12
3 鉱業、採石業、砂利採取業	4	2	1	0	7
4 建設業	379	158	44	16	597
5 製造業	1,421	937	282	89	2,729
6 電気・ガス・熱供給・水道業	10	8	2	3	23
7 情報通信業	300	211	71	24	605
8 運輸業、郵便業	584	383	89	21	1,077
9 卸売業、小売業	962	636	193	46	1,837
10 金融業、保険業	56	61	34	22	174
11 不動産業、物品賃貸業	141	86	28	8	263
12 学術研究、専門・技術サービス業	206	115	38	9	368
13 宿泊業、飲食サービス業	173	105	24	6	309
14 生活関連サービス業、娯楽業	221	127	27	6	381
15 教育、学習支援業	109	101	34	13	257
16 医療、福祉	530	560	162	22	1,274
17 複合サービス事業	43	48	33	4	128
18 サービス業（他に分類されないもの）	403	278	91	23	795
全体	5,566	3,829	1,155	313	10,863

3. 調査方法

①調査方法

郵送による調査を実施。

②発送方法

角2封筒に「調査票」、「返信用封筒」、「ご協力のお願い」を封入して送付。

③督促方法

調査票未回収企業に、督促状により依頼。

4. 調査の実施期間

2013年9月2日（月）～2013年12月2日（月）

5. 調査項目

◇概況

- (1) 事業内容（業種）
- (2) 常勤従業員数
- (3) 常勤従業員の平均年齢
- (4) 設立後の経過年数
- (5) 株式公開の状況
- (6) 同族経営かどうかの状況
- (7) 資本金の状況

◇役員退職慰労金制度の状況

- (1) 常勤役員数の状況
- (2) 役員退職慰労金制度の有無
- (3) 役員退職慰労金制度の規定の有無
- (4) 不祥事の発覚時の役員退職慰労金の返還規定の有無
- (5) 役員就任時の従業員時退職金の有無
- (6) 役員退職慰労金の算定方法（計算式）
- (7) 役員退職慰労金制度における功労加算の有無
- (8) 役員退職慰労金の支給形態
- (9) 役員退職慰労金の年金制度の運用形態
- (10) 役員退職慰労金年金の給付利率
- (11) 役員退職慰労金年金の支給期間
- (12) 役員退職慰労金制度の改定の有無と改定内容
- (13) 役員退職慰労金制度の廃止予定
- (14) 役員退職慰労金制度の廃止理由
- (15) 役員退職慰労金制度の廃止時期
- (16) 役員退職慰労金制度の廃止に伴う措置
- (17) 役員退職慰労金制度に準じた制度
- (18) 役員退職慰労金制度に準じた制度の内容

6. 調査主体

総務省人事・恩給局

7. 調査機関

株式会社 矢野経済研究所

8. 回収状況

- ・ 合計 10,863 社に対して、調査票を送付。
- ・ 有効サンプル回収数は 2,997 社、回収率は 27.6%であった。

	発送数	回収数	回収率
50～100人未満	5,566	1,060	19.0%
100～300未満	3,829	1,209	31.6%
300～1,000人未満	1,155	508	44.0%
1,000人以上	313	220	70.3%
合計	10,863	2,997	27.6%

※50～100人未満の回収数には50人未満の企業が含まれている

※本報告書では、従業員規模の違いによる回収率の差は補正せず、実数で作成している

9. 参考情報

従業員規模について

本調査では、常勤従業員を規模別に「50人未満」（50人以上の企業を対象としたが、回収したサンプルに50人未満の企業が含まれていたため、当区分を設置したものであり、調査対象となっていない本来の50人未満の企業全体を代表する回答とは必ずしも一致しない）、「50～100人未満」、「100～300人未満」、「300～1,000人未満」、「1,000人以上」の6区分に便宜上分けて集計した。

【目次】

I	調査結果の概要	1
II	集計・分析編	2
1.	回答企業の属性	2
(1)	事業内容（業種）	2
(2)	常勤従業員数	3
(3)	常勤従業員の平均年齢	3
(4)	設立後の経過年数	3
(5)	株式公開の状況	4
(6)	同族経営かどうかの状況	4
(7)	資本金の状況	4
2.	役員退職慰労金制度の状況	5
(1)	常勤役員数の状況	5
(2)	役員退職慰労金制度の有無	6
(3)	役員退職慰労金制度の規定の有無	11
(4)	不祥事の発覚時の役員退職慰労金の返還規定の有無	12
(5)	役員就任時の従業員時退職金の有無	13
(6)	役員退職慰労金の算定方法	14
(7)	役員退職慰労金における功労加算の有無	16
(8)	役員退職慰労金の支給形態	17
(9)	過去5年の役員退職慰労金制度の改定の有無と内容	18
(10)	役員退職慰労金制度の廃止予定の有無	21
(11)	役員退職慰労金制度の廃止理由（複数回答）	22
(12)	役員退職慰労金の廃止時期	24
(13)	役員退職慰労金の廃止予定時期	25
(14)	役員退職慰労金制度の廃止に伴う措置（複数回答）	26
(15)	役員退職慰労金制度に準じた制度の有無	28
(16)	役員退職慰労金制度に準じた制度の内容	29
(17)	役員退職慰労金の年金制度の運用形態	31
(18)	役員退職慰労金年金の給付利率	32
(19)	役員退職慰労金年金の支給期間	33
III	資料編	36
■	アンケート票	36
■	アンケート調査ご協力のお願い	42
■	送付用封筒（角2版）	43
■	返信用封筒（長3版）	44

I 調査結果の概要

●常勤役員数（平均）で最も多いのは、「3～4人」⇒（5ページ）

- ・「3～4人」と回答した企業が、従業員規模「50～100人未満」の企業で40.6%、「100～300人未満」の企業で32.0%、「300～1,000人未満」の企業で24.6%と多かった。
- ・一方、「1,000人以上」の企業では「11人以上」が28.2%と最も多かった。

●2,997社のうち45.5%の企業で、役員退職慰労金を支給⇒（8、12、13ページ）

- ・役員退職慰労金制度がある企業が1,364社、制度はない、または廃止した企業が54.5%（1,633社）。設立後の経過年数別では、経過年数が長いほど支給している割合が高い。
- ・株式公開の有無別にみると、非公開の企業の支給割合が、公開企業の約2倍となった。

●支給に関する規定がある企業は88.9%（1,212社）⇒（15、20、23、41ページ）

- ・支給の規定のうち、算定基準で最も多いのが「退任時の最終報酬月額」（36.7%）。次いで「歴任した役位別最終報酬月額」（23.4%）。
- ・支給形態のうち、97%超が「一時金」。
- ・全額または一部を年金として支給している企業では、44.0%が有期。

●過去5年間に制度の改定を行った企業は1,364社のうち19.9%⇒（24、27ページ）

- ・今後改定の予定がある企業は5.3%。
- ・改定内容は、「計算方式変更」が44.3%と多く、次いで「支給水準変更」が27.7%、「規定明文化」が20.1%と続いた。

●支給していたが、廃止した企業は13.0%⇒（8、29、30、32ページ）

- ・常勤従業員数が多い企業になるほど、廃止の割合が高まる。その要因は、業績連動性を高めるために、制度の廃止が進んだこと等があげられる。
- ・制度廃止の時期は、2009年を境に減少傾向にあり、「廃止の予定がある」と回答した企業が1.2%ということから、制度の廃止を検討していた企業に関して、概ね廃止が進んだことが伺える。

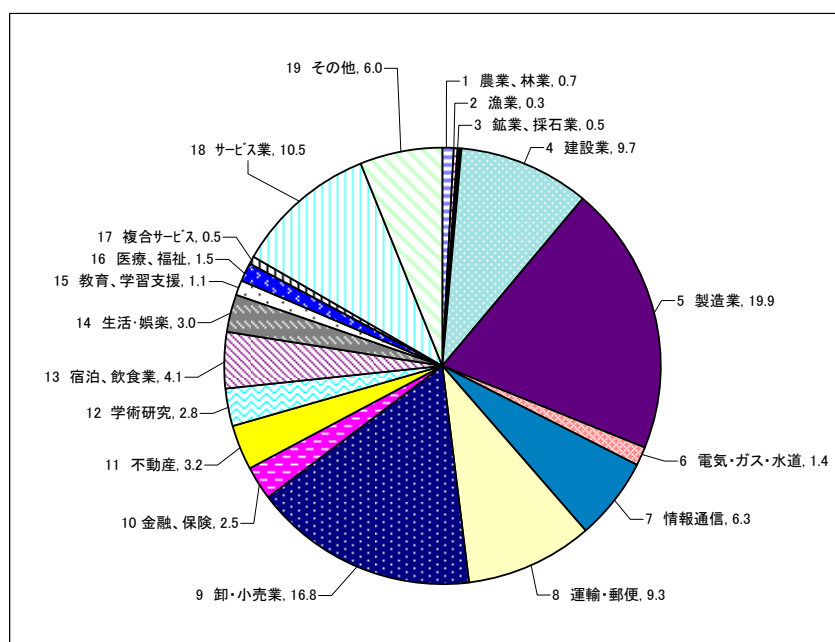
Ⅱ 集計・分析編

1. 回答企業の属性

(1) 事業内容（業種）

回答企業の事業内容（業種）は、「製造業」が19.9%と最も多く、「卸・小売業」が16.8%と続いた。

<図表1> 事業内容（業種）

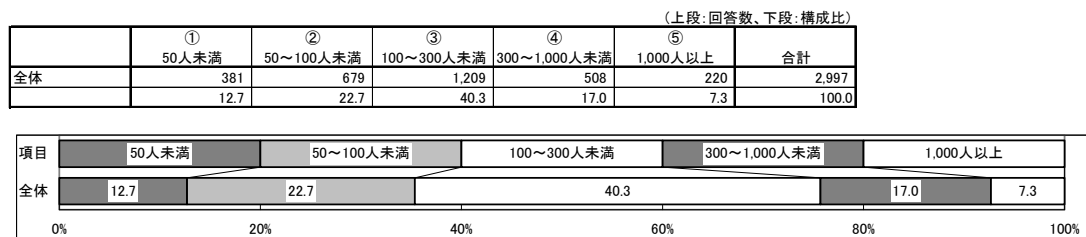


	回答数	構成比
合計	2,997	100.0
1 農業、林業	21	0.7
2 漁業	10	0.3
3 鉱業、採石業	14	0.5
4 建設業	290	9.7
5 製造業	595	19.9
6 電気・ガス・水道	41	1.4
7 情報通信	188	6.3
8 運輸・郵便	279	9.3
9 卸・小売業	503	16.8
10 金融、保険	76	2.5
11 不動産	96	3.2
12 学術研究	84	2.8
13 宿泊、飲食業	122	4.1
14 生活・娯楽	90	3.0
15 教育、学習支援	32	1.1
16 医療、福祉	44	1.5
17 複合サービス	15	0.5
18 サービス業	316	10.5
19 その他	181	6.0

(2) 常勤従業員数

本調査では、常勤従業員数が50人以上の企業を対象にアンケートを実施した。その結果、300人未満のいわゆる中小企業に相当する企業は75%強、それ以外の大企業は25%弱という構成となった。「100～300人未満」の企業が40.3%と最も多く、「50～100人未満」が22.7%と続いた。

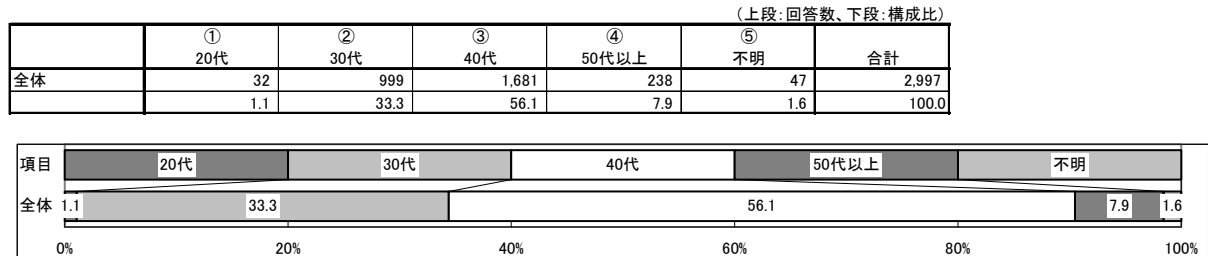
<図表2> 常勤従業員数



(3) 常勤従業員の平均年齢

本調査における回答企業の平均年齢をみると、「40代」と回答した企業が56.1%、次いで「30代」が33.3%と続いた。

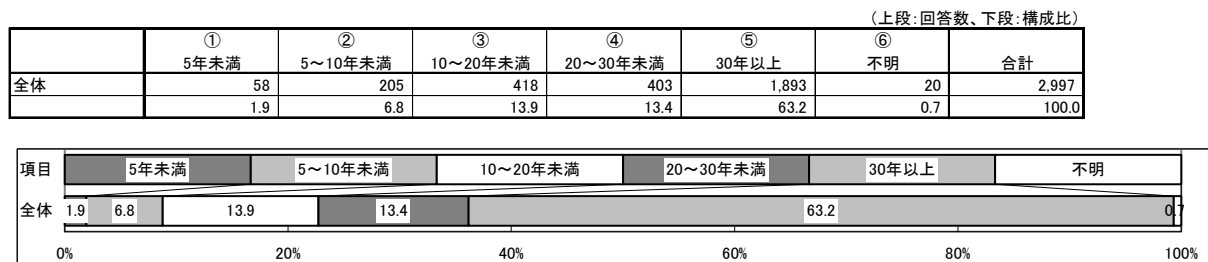
<図表3> 常勤従業員の平均年齢



(4) 設立後の経過年数

本調査における回答企業の設立後経過年数をみると、「30年以上」が63.2%と最も多かった。次いで、「10～20年未満」が13.9%、「20～30年未満」が13.4%と続いた。

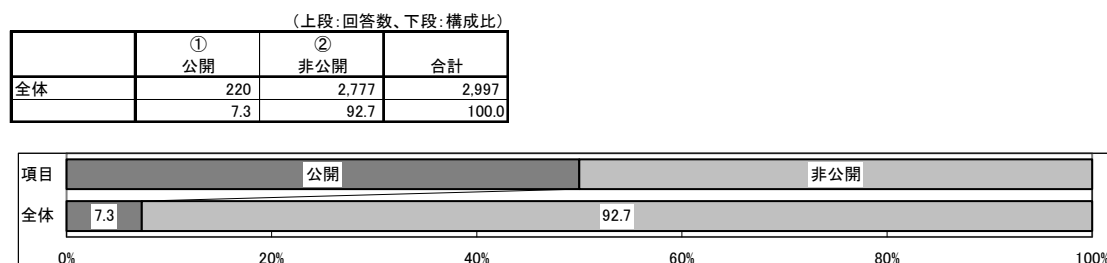
<図表4> 設立後の経過年数



(5) 株式公開の状況

本調査における回答企業の株式公開の状況をみると、「公開」と回答した企業が7.3%、「非公開」が92.7%となっている。

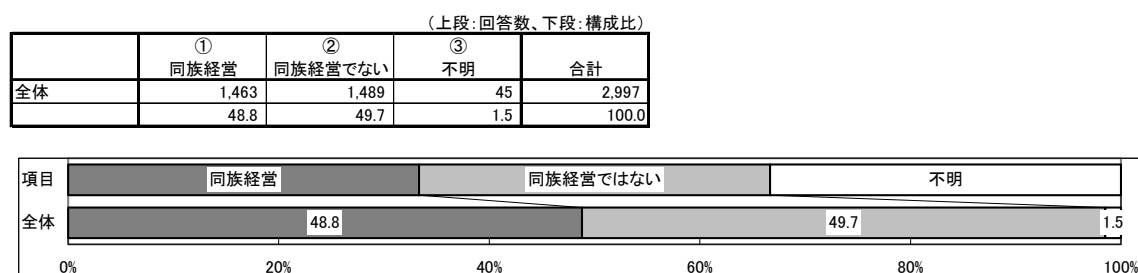
<図表5> 株式公開の有無



(6) 同族経営かどうかの状況

本調査における回答企業の同族経営かどうかの状況をみると、「同族経営」が48.8%、「同族経営ではない」が49.7%となっている。

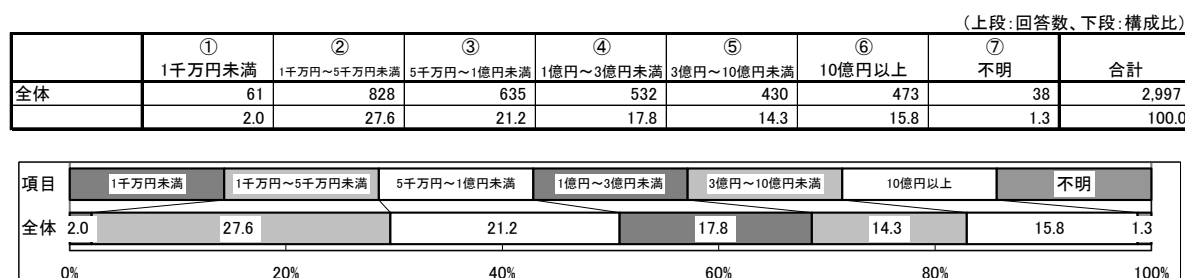
<図表6> 同族経営かどうか



(7) 資本金の状況

本調査の回答企業の資本金の状況をみると、「1千万円～5千万円未満」が27.6%、「5千万円～1億円未満」が21.2%、「1億円～3億円未満」が17.8%となっている。

<図表7> 資本金の状況



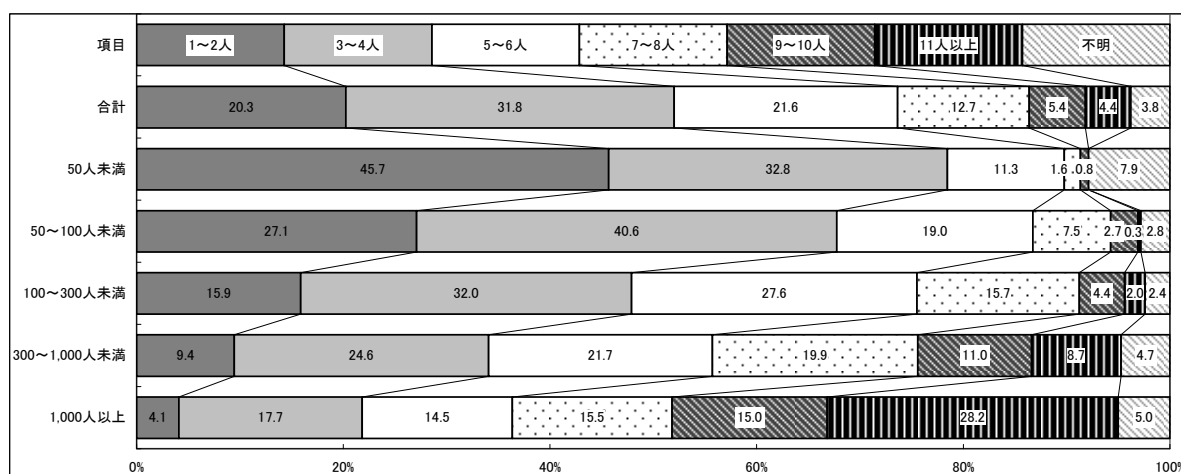
2. 役員退職慰労金制度の状況

(1) 常勤役員数の状況

常勤役員数は、「3～4人」と回答した企業が31.8%（952社）と最も多く、次いで、「5～6人」が21.6%（648社）、「1～2人」が20.3%（607社）で続いた。2,997社の平均常勤役員数は4.8人、最大値は38人であった。

従業員規模別にみると、従業員規模が大きい企業ほど常勤役員数が多い傾向にある。

<図表8>常勤役員数の状況（従業員規模別）



（上段：回答数、下段：構成比）

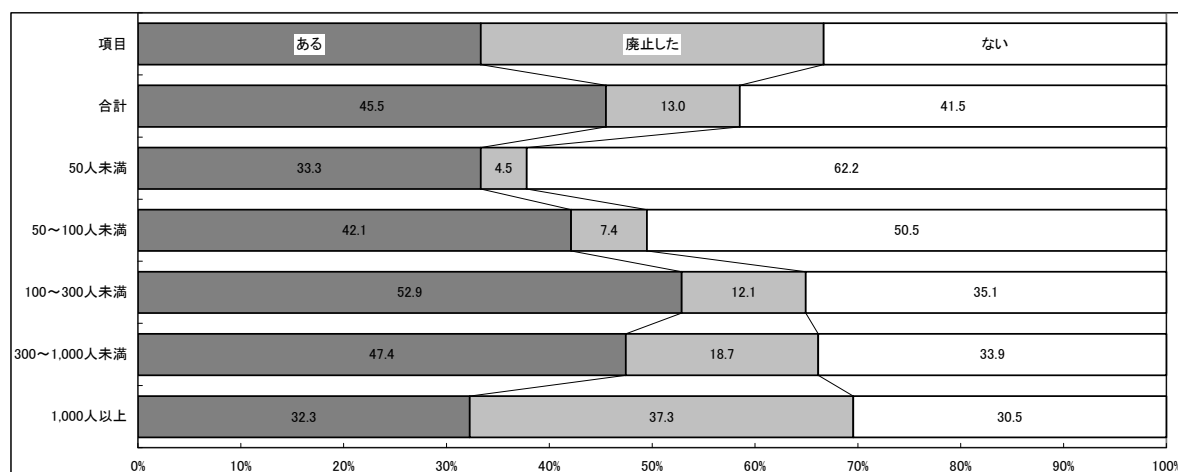
	① 1～2人	② 3～4人	③ 5～6人	④ 7～8人	⑤ 9～10人	⑥ 11人以上	⑨ 不明	合計
合計	607	952	648	382	163	132	113	2,997
	20.3	31.8	21.6	12.7	5.4	4.4	3.8	100.0
50人未満	174	125	43	6	3	0	30	381
	45.7	32.8	11.3	1.6	0.8	-	7.9	100.0
50～100人未満	184	276	129	51	18	2	19	679
	27.1	40.6	19.0	7.5	2.7	0.3	2.8	100.0
100～300人未満	192	387	334	190	53	24	29	1,209
	15.9	32.0	27.6	15.7	4.4	2.0	2.4	100.0
300～1,000人未満	48	125	110	101	56	44	24	508
	9.4	24.6	21.7	19.9	11.0	8.7	4.7	100.0
1,000人以上	9	39	32	34	33	62	11	220
	4.1	17.7	14.5	15.5	15.0	28.2	5.0	100.0

（２）役員退職慰労金制度の有無

役員退職慰労金制度の有無については、「制度がある」が 45.5%（1,364 社）、「制度はない」が 41.5%（1,243 社）となり、「制度がある」の方が僅かに多い。また、「制度はあったが廃止した」が 13.0%（390 社）あり、「制度はない」を含めると制度を導入していない企業は 5 割を超える結果となった。

従業員規模別にみると、「制度がある」で 5 割を超えた企業は「100～300 人未満」のみとなった。また、「制度はあったが廃止した」では、「1,000 人以上」が 37.3%（82 社）と他よりも突出している。

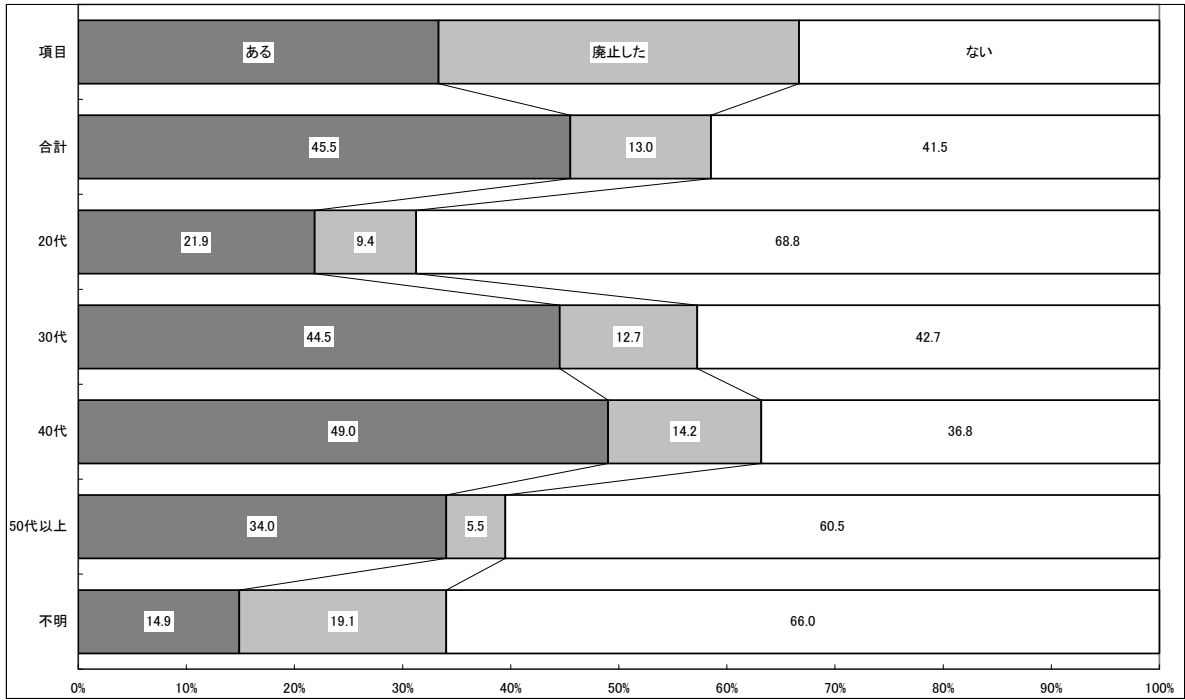
＜図表 9＞役員退職慰労金制度の有無（従業員規模別）



（上段：回答数、下段：構成比）

	① ある	② 廃止した	③ ない	合計
合計	1,364	390	1,243	2,997
	45.5	13.0	41.5	100.0
50人未満	127	17	237	381
	33.3	4.5	62.2	100.0
50～100人未満	286	50	343	679
	42.1	7.4	50.5	100.0
100～300人未満	639	146	424	1,209
	52.9	12.1	35.1	100.0
300～1,000人未満	241	95	172	508
	47.4	18.7	33.9	100.0
1,000人以上	71	82	67	220
	32.3	37.3	30.5	100.0

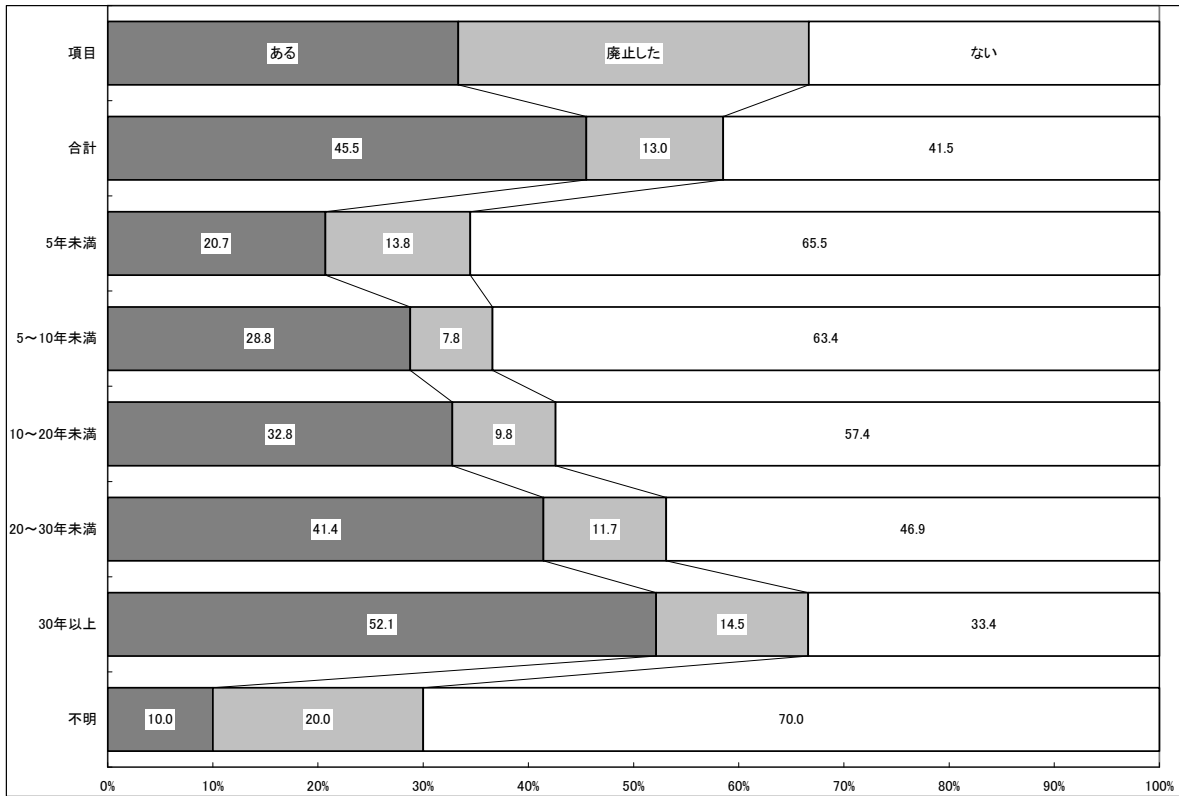
<図表 10> 役員退職慰労金制度の有無（常勤従業員の平均年齢別）



(上段:回答数、下段:構成比)

	① ある	② 廃止した	③ ない	合計
合計	1,364	390	1,243	2,997
	45.5	13.0	41.5	100.0
20代	7	3	22	32
	21.9	9.4	68.8	100.0
30代	445	127	427	999
	44.5	12.7	42.7	100.0
40代	824	238	619	1,681
	49.0	14.2	36.8	100.0
50代以上	81	13	144	238
	34.0	5.5	60.5	100.0
不明	7	9	31	47
	14.9	19.1	66.0	100.0

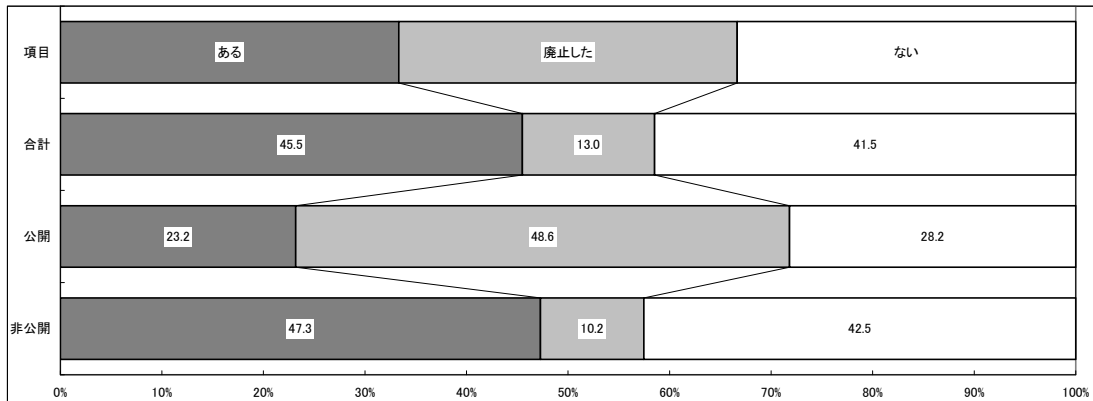
<図表 11> 役員退職慰労金制度の有無（設立後の経過年数別）



（上段：回答数、下段：構成比）

	① ある	② 廃止した	③ ない	0
合計	1,364	390	1,243	2,997
	45.5	13.0	41.5	100.0
5年未満	12	8	38	58
	20.7	13.8	65.5	100.0
5～10年未満	59	16	130	205
	28.8	7.8	63.4	100.0
10～20年未満	137	41	240	418
	32.8	9.8	57.4	100.0
20～30年未満	167	47	189	403
	41.4	11.7	46.9	100.0
30年以上	987	274	632	1,893
	52.1	14.5	33.4	100.0
不明	2	4	14	20
	10.0	20.0	70.0	100.0

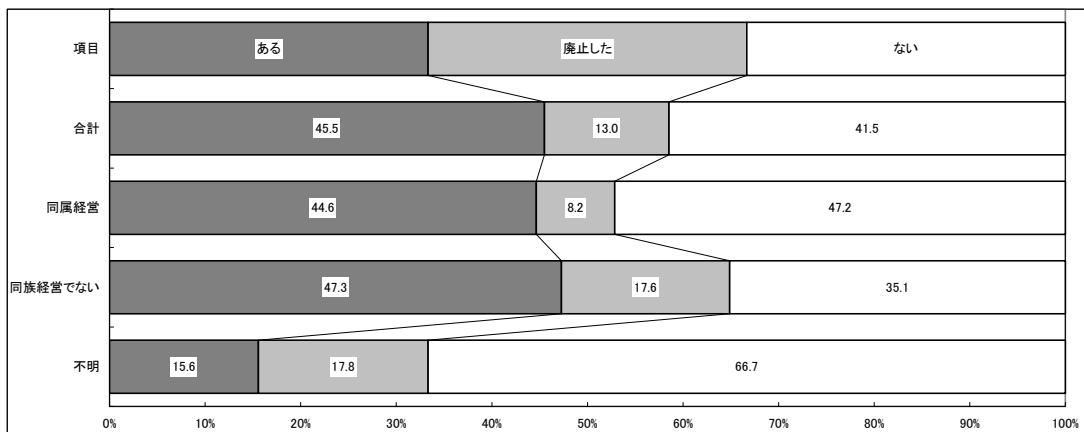
<図表 12> 役員退職慰労金制度の有無（株式公開の有無別）



(上段:回答数、下段:構成比)

	① ある	② 廃止した	③ ない	合計
合計	1,364	390	1,243	2,997
	45.5	13.0	41.5	100.0
公開	51	107	62	220
	23.2	48.6	28.2	100.0
非公開	1,313	283	1,181	2,777
	47.3	10.2	42.5	100.0

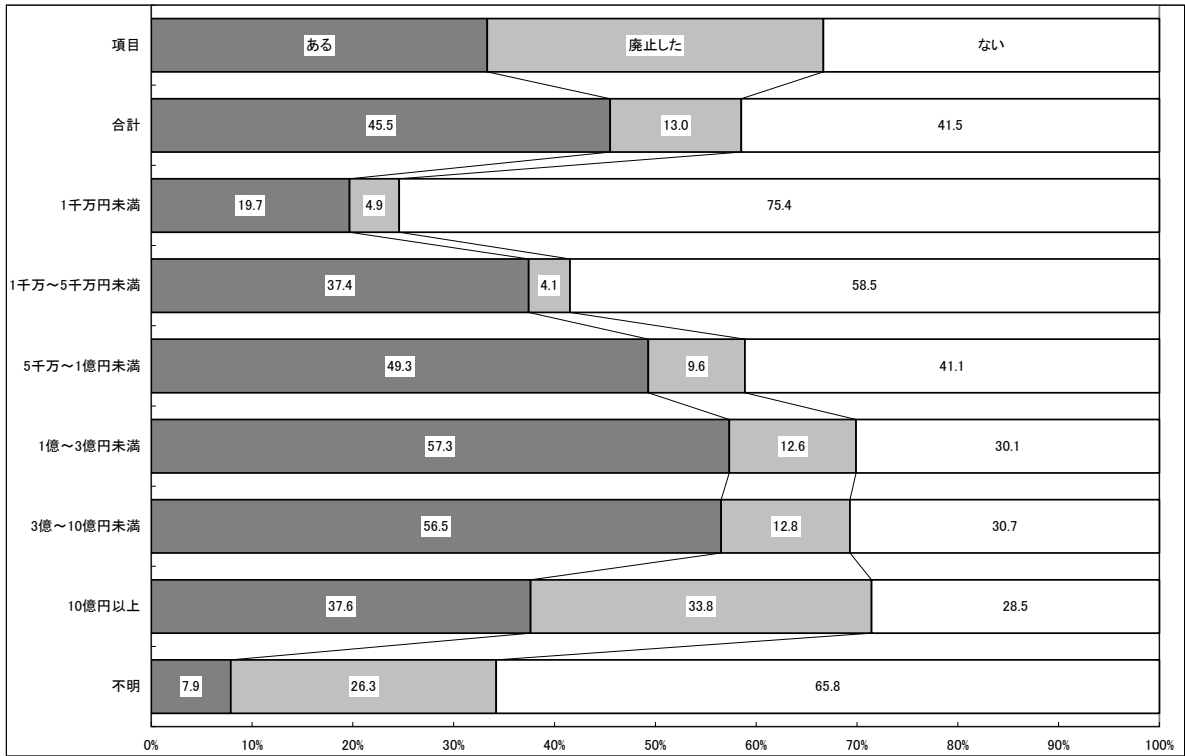
<図表 13> 役員退職慰労金制度の有無（同族経営かどうかの状況別）



(上段:回答数、下段:構成比)

	① ある	② 廃止した	③ ない	合計
合計	1,364	390	1,243	2,997
	45.5	13.0	41.5	100.0
同族経営	653	120	690	1,463
	44.6	8.2	47.2	100.0
同族経営でない	704	262	523	1,489
	47.3	17.6	35.1	100.0
不明	7	8	30	45
	15.6	17.8	66.7	100.0

<図表 14> 役員退職慰労金制度の有無（資本金別）



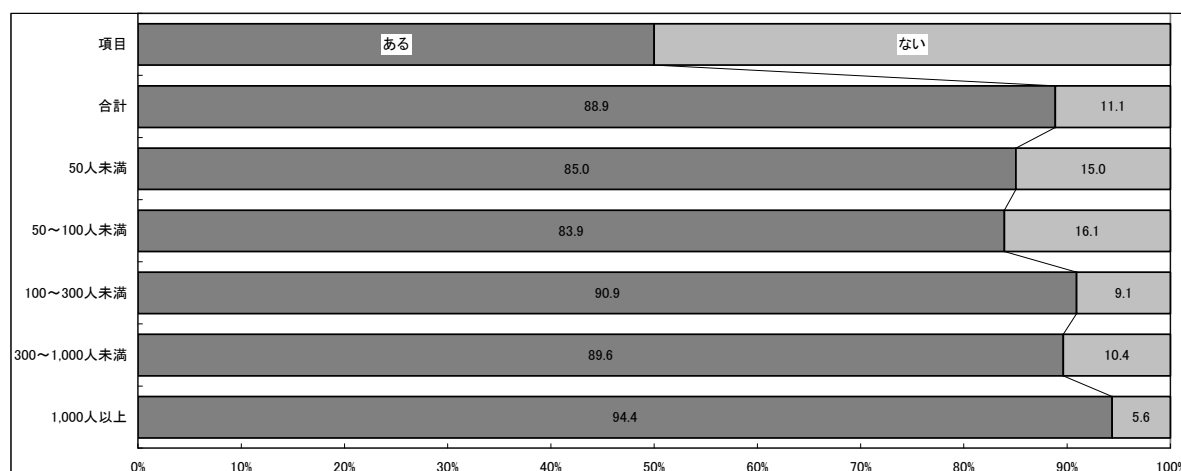
(上段:回答数、下段:構成比)

	① ある	② 廃止した	③ ない	合計
合計	1,364	390	1,243	2,997
	45.5	13.0	41.5	100.0
1千万円未満	12	3	46	61
	19.7	4.9	75.4	100.0
1千万～5千万円未満	310	34	484	828
	37.4	4.1	58.5	100.0
5千万～1億円未満	313	61	261	635
	49.3	9.6	41.1	100.0
1億～3億円未満	305	67	160	532
	57.3	12.6	30.1	100.0
3億～10億円未満	243	55	132	430
	56.5	12.8	30.7	100.0
10億円以上	178	160	135	473
	37.6	33.8	28.5	100.0
不明	3	10	25	38
	7.9	26.3	65.8	100.0

(3) 役員退職慰労金制度の規定の有無

役員退職慰労金制度がある企業（1,364社）の規定の有無については、「規定がある」が88.9%（1,212社）、「規定はない」が11.1%（152社）となり、規定があると回答した企業が全体の9割近くに上った。

<図表 15> 役員退職慰労金制度の規定の有無（従業員規模別）



(上段:回答数、下段:構成比)

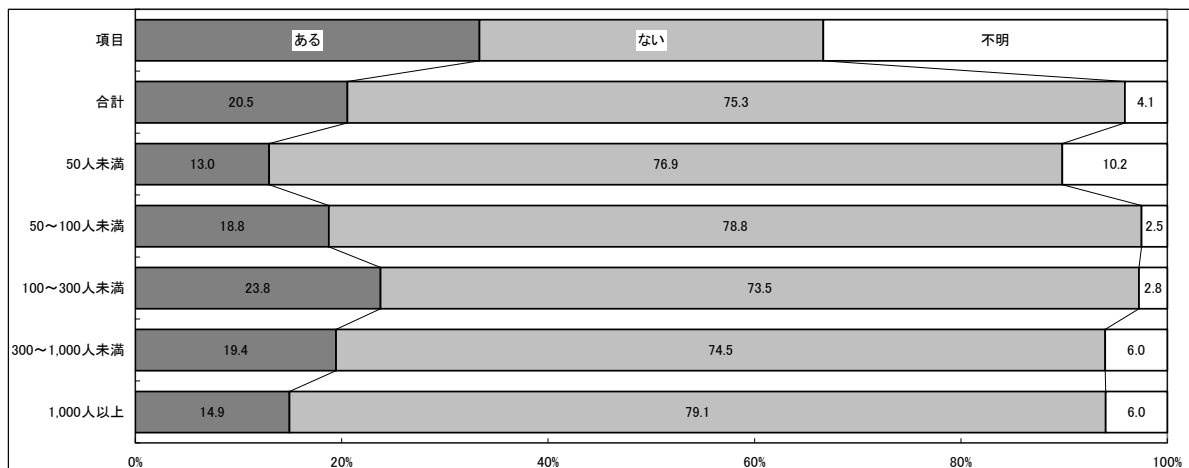
	① ある	② ない	合計
合計	1,212	152	1,364
	88.9	11.1	100.0
50人未満	108	19	127
	85.0	15.0	100.0
50～100人未満	240	46	286
	83.9	16.1	100.0
100～300人未満	581	58	639
	90.9	9.1	100.0
300～1,000人未満	216	25	241
	89.6	10.4	100.0
1,000人以上	67	4	71
	94.4	5.6	100.0

(4) 不祥事の発覚時の役員退職慰労金の返還規定の有無

役員退職慰労金の規定がある企業（1,212社）における不祥事発覚時の役員退職慰労金の返還規定の有無については、「ない」が75.3%（913社）、「ある」が20.5%（249社）となり、4社中3社は返還規定がないという結果となった。

従業員規模別にみると、全体として「ない」という回答の割合が高くなっている。

<図表 16> 不祥事の発覚時の役員退職慰労金の返還規定の有無（従業員規模別）



(上段:回答数、下段:構成比)

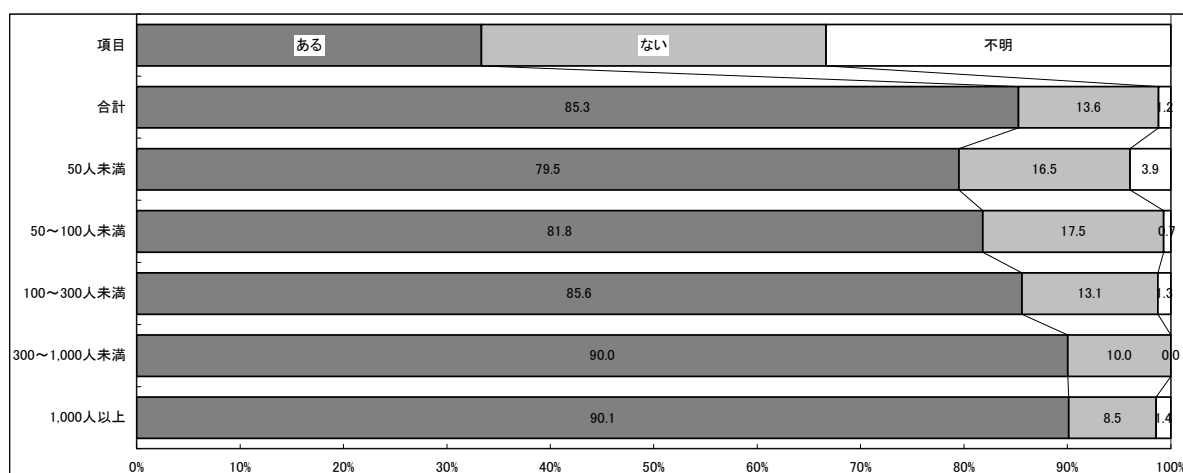
	① ある	② ない	③ 不明	合計
合計	249	913	50	1,212
	20.5	75.3	4.1	100.0
50人未満	14	83	11	108
	13.0	76.9	10.2	100.0
50～100人未満	45	189	6	240
	18.8	78.8	2.5	100.0
100～300人未満	138	427	16	581
	23.8	73.5	2.8	100.0
300～1,000人未満	42	161	13	216
	19.4	74.5	6.0	100.0
1,000人以上	10	53	4	67
	14.9	79.1	6.0	100.0

(5) 役員就任時の従業員時退職金の有無

役員就任時の従業員時退職金の有無は、「退職金が支払われる」という回答が 85.3% (1,163 社)、「退職金は支払われない」が 13.6% (185 社) であった。

従業員規模別にみると、「300～1,000 人未満」で 90.0% (217 社)、「1,000 人以上」で 90.1% (64 社) と、従業員が多い企業ほど「退職金が支払われる」企業の比率が高い傾向にある。

<図表 17> 役員就任時の従業員時退職金の有無 (従業員規模別)



(上段: 回答数、下段: 構成比)

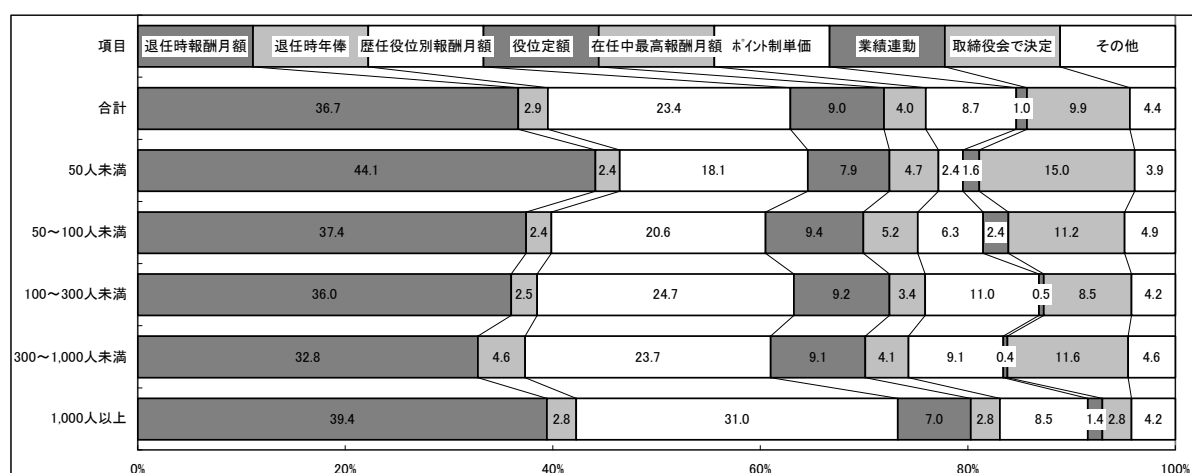
	① ある	② ない	③ 不明	合計
合計	1,163	185	16	1,364
	85.3	13.6	1.2	100.0
50人未満	101	21	5	127
	79.5	16.5	3.9	100.0
50～100人未満	234	50	2	286
	81.8	17.5	0.7	100.0
100～300人未満	547	84	8	639
	85.6	13.1	1.3	100.0
300～1,000人未満	217	24	0	241
	90.0	10.0	-	100.0
1,000人以上	64	6	1	71
	90.1	8.5	1.4	100.0

(6) 役員退職慰労金の算定方法

役員退職慰労金の算定方法については、「退任時報酬月額」と回答した企業が36.7%（500社）と最も多く、次いで「歴任役位別報酬月額」が23.4%（319社）が続いた。

従業員規模別にみると、どの規模でも「退任時報酬月額」「歴任役位別報酬月額」と回答する企業の割合が高くなっている。一方、「取締役会で決定」と回答する企業の割合は、「1,000人以上」では低い、「50人未満」では高くなっている。

<図表 18> 役員退職慰労金の算定方法（従業員規模別）



(上段:回答数、下段:構成比)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	合計
	退任時報酬月額	退任時年俸	歴任役位別報酬月額	役位定額	在任中最高報酬月額	ホイット制単価	業績連動	取締役会で決定	その他	
合計	500	39	319	123	55	119	14	135	60	1,364
	36.7	2.9	23.4	9.0	4.0	8.7	1.0	9.9	4.4	100.0
50人未満	56	3	23	10	6	3	2	19	5	127
	44.1	2.4	18.1	7.9	4.7	2.4	1.6	15.0	3.9	100.0
50～100人未満	107	7	59	27	15	18	7	32	14	286
	37.4	2.4	20.6	9.4	5.2	6.3	2.4	11.2	4.9	100.0
100～300人未満	230	16	158	59	22	70	3	54	27	639
	36.0	2.5	24.7	9.2	3.4	11.0	0.5	8.5	4.2	100.0
300～1,000人未満	79	11	57	22	10	22	1	28	11	241
	32.8	4.6	23.7	9.1	4.1	9.1	0.4	11.6	4.6	100.0
1,000人以上	28	2	22	5	2	6	1	2	3	71
	39.4	2.8	31.0	7.0	2.8	8.5	1.4	2.8	4.2	100.0

「その他」の自由回答をみると、「在任期間」、「在任中の様々な報酬」、「親会社など関係会社が決定」、「歴任した役位」などの回答があった。

＜図表 19＞役員退職慰労金の算定方法（「その他」の回答）

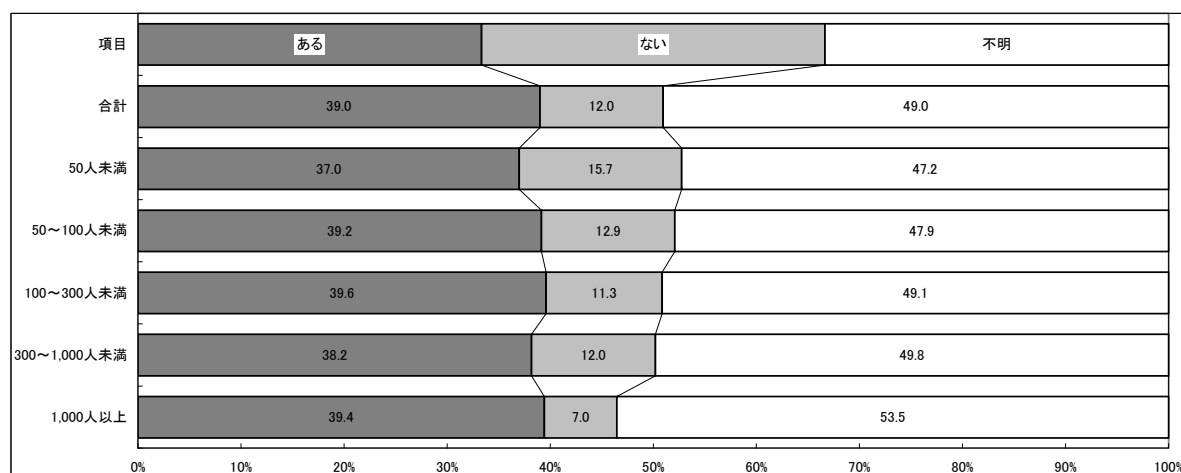
分 類		回答数	回 答 例
1	在任期間	14	・在籍期間 ・在任年数に応じて
2	在任中の様々な報酬	11	・在任中の報酬の平均値 ・基本給+役員報酬
3	歴任した役位	4	・歴任した役位 ・歴任した役位別平均報酬月額
4	親会社など関係会社が決定	6	・グループ本社が決定
5	その他	6	・株主総会で決定 ・生命保険会社の提案により金額決定する
6	不明	19	
合計		60	

(7) 役員退職慰労金における功労加算の有無

役員退職慰労金の功労加算の有無については、「ある」が 39.0% (532 社)、「ない」が 12.0% (163 社) となった。なお、「不明」とする企業も多くあった。

従業員規模別にみると、従業員規模による大きな差異は出なかった。

<図表 20> 役員退職慰労金の功労加算の有無 (従業員規模別)



(上段: 回答数、下段: 構成比)

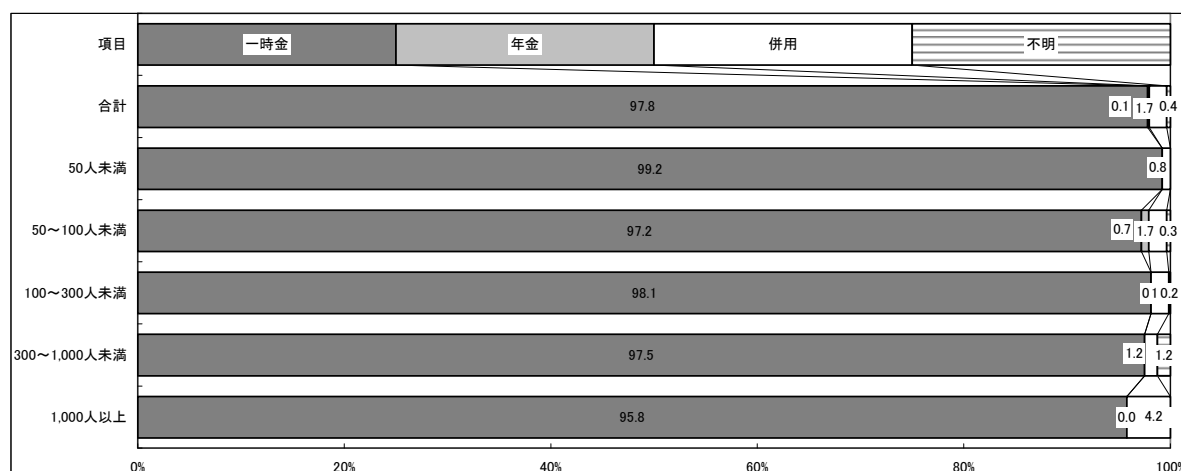
	① ある	② ない	③ 不明	合計
合計	532	163	669	1,364
	39.0	12.0	49.0	100.0
50人未満	47	20	60	127
	37.0	15.7	47.2	100.0
50～100人未満	112	37	137	286
	39.2	12.9	47.9	100.0
100～300人未満	253	72	314	639
	39.6	11.3	49.1	100.0
300～1,000人未満	92	29	120	241
	38.2	12.0	49.8	100.0
1,000人以上	28	5	38	71
	39.4	7.0	53.5	100.0

(8) 役員退職慰労金の支給形態

役員退職慰労金の支給形態は、「一時金」が97.8%（1,334社）と大半を占めた。

従業員規模別にみると、「1,000人以上」においては、一時金と年金の「併用」が若干多くなっている。

<図表 21> 役員退職慰労金の支給形態（従業員規模別）



(上段:回答数、下段:構成比)

	① 一時金	② 年金	③ 併用	④ 不明	合計
合計	1,334	2	23	5	1,364
	97.8	0.1	1.7	0.4	100.0
50人未満	126	0	1	0	127
	99.2	-	0.8	-	100.0
50～100人未満	278	2	5	1	286
	97.2	0.7	1.7	0.3	100.0
100～300人未満	627	0	11	1	639
	98.1	-	1.7	0.2	100.0
300～1,000人未満	235	0	3	3	241
	97.5	-	1.2	1.2	100.0
1,000人以上	68	0	3	0	71
	95.8	-	4.2	-	100.0

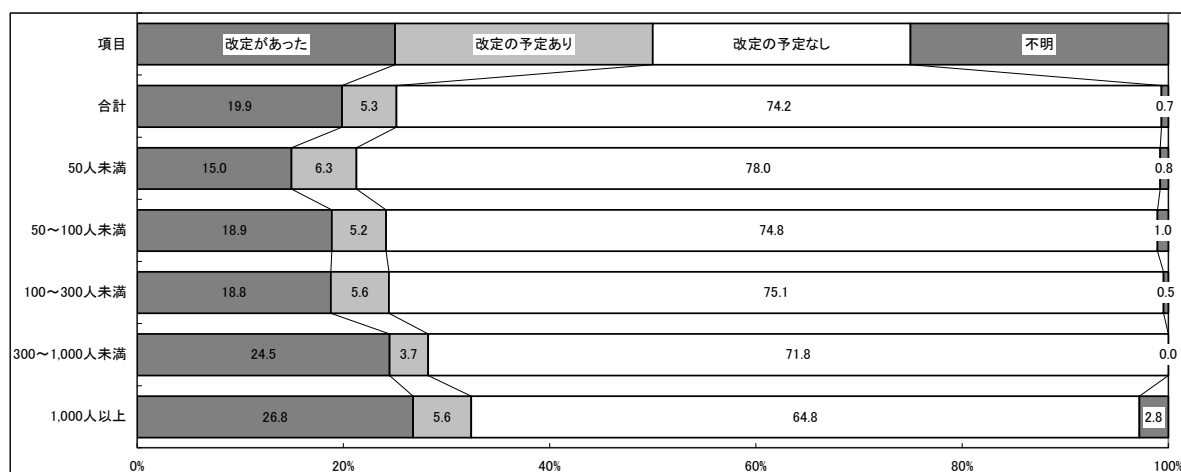
(9) 過去5年の役員退職慰労金制度の改定の有無と内容

①過去5年の役員退職慰労金制度の改定の有無

過去5年の役員退職慰労金制度の改定の有無は、「改定の予定はない」が74.2%（1,012社）と最も多く、次いで「改定があった」が19.9%（271社）、「予定あり」が5.3%（72社）と続いた。この結果から、過去5年で制度の改定を行っている企業が5社に1社程度であったが、今後、制度改定を実施する企業は少なくなりつつあることが伺える。

従業員規模別にみると、規模が大きな会社ほど改定が「あった」企業の割合が高くなっている。

<図表 22> 過去5年の役員退職慰労金制度の改定の有無（従業員規模別）



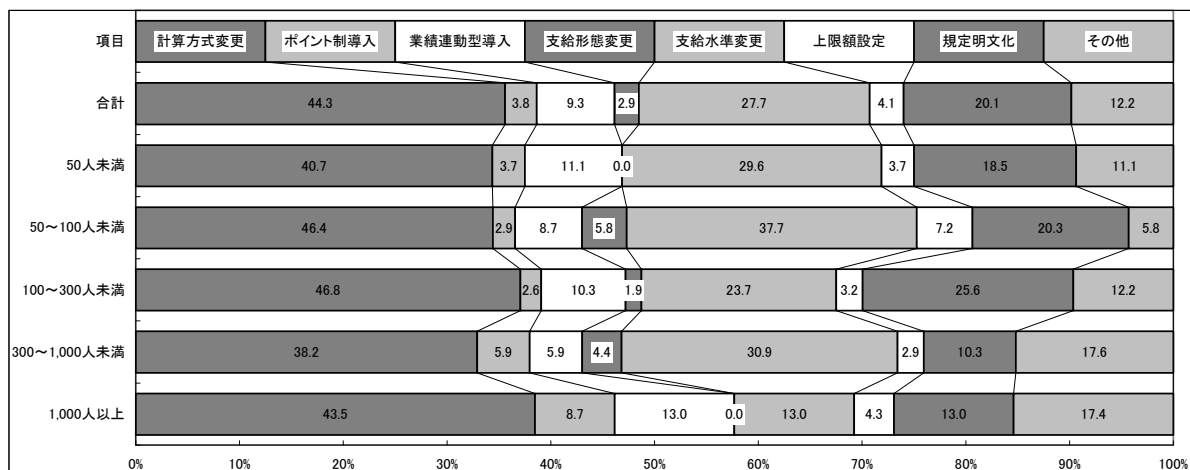
(上段:回答数、下段:構成比)

	① 改定があった	② 改定の予定あり	③ 改定の予定なし	④ 不明	合計
合計	271	72	1,012	9	1,364
	19.9	5.3	74.2	0.7	100.0
50人未満	19	8	99	1	127
	15.0	6.3	78.0	0.8	100.0
50~100人未満	54	15	214	3	286
	18.9	5.2	74.8	1.0	100.0
100~300人未満	120	36	480	3	639
	18.8	5.6	75.1	0.5	100.0
300~1,000人未満	59	9	173	0	241
	24.5	3.7	71.8	-	100.0
1,000人以上	19	4	46	2	71
	26.8	5.6	64.8	2.8	100.0

② 役員退職慰労金制度の改定内容（複数回答）

役員退職慰労金制度の改定があった企業（343社）の改定内容は、「計算方式変更」が44.3%（152社）と最も多い。次いで「支給水準変更」が27.7%（95社）、「規定明文化」が20.1%（69社）と続いた。

<図表 23> 役員退職慰労金制度の改定内容（従業員規模別：MA）



（上段：回答数、下段：構成比）

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	合計
	計算方式変更	ポイント制導入	業績連動型導入	支給形態変更	支給水準変更	上限額設定	規定明文化	その他	
合計	152	13	32	10	95	14	69	42	343
	44.3	3.8	9.3	2.9	27.7	4.1	20.1	12.2	124.5
50人未満	11	1	3	0	8	1	5	3	27
	40.7	3.7	11.1	-	29.6	3.7	18.5	11.1	118.5
50～100人未満	32	2	6	4	26	5	14	4	69
	46.4	2.9	8.7	5.8	37.7	7.2	20.3	5.8	134.8
100～300人未満	73	4	16	3	37	5	40	19	156
	46.8	2.6	10.3	1.9	23.7	3.2	25.6	12.2	126.3
300～1,000人未満	26	4	4	3	21	2	7	12	68
	38.2	5.9	5.9	4.4	30.9	2.9	10.3	17.6	116.2
1,000人以上	10	2	3	0	3	1	3	4	23
	43.5	8.7	13.0	-	13.0	4.3	13.0	17.4	113.0

「その他」の自由回答をみると、「規定を新設、改訂」、「功労加算の廃止」、「制度を廃止」などの回答があった。

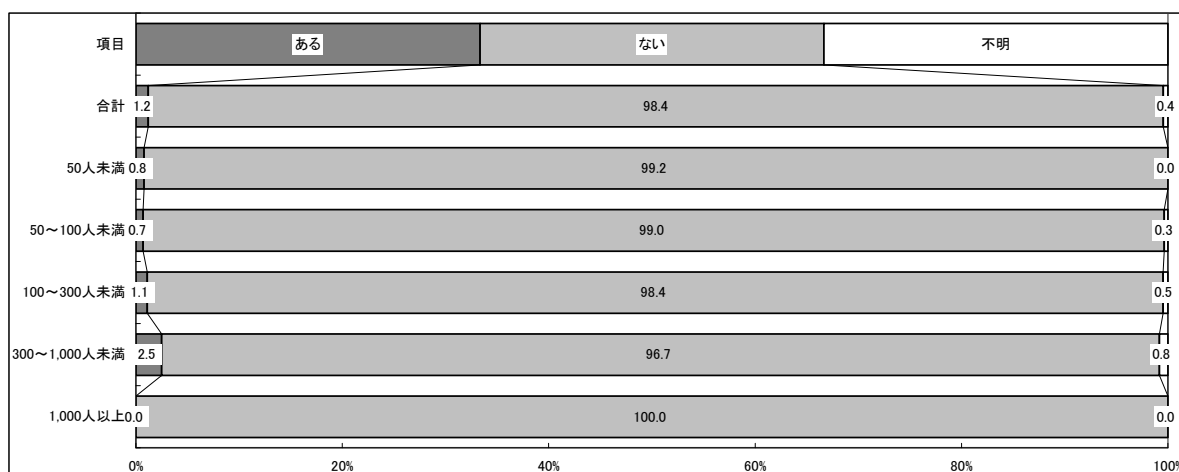
<図表 24> 役員退職慰労金制度の改定内容（「その他」の回答）

分 類		回答数	回 答 例
1	規定を新設、改訂	16	・制度が新たに策定された ・規定の新設、改訂（総体的な見直し）
2	制度を廃止	2	・制度の廃止
3	功労加算の廃止	4	・加給功労金、特別加算金制度を廃止
4	その他	7	・非常勤役員への支給停止、支給開始 ・ストックオプション制度の導入 ・死亡した場合の支払い、不祥事の対応などを追加 ・減額を追加できる場合を追加
5	不明	13	
合計		42	

(10) 役員退職慰労金制度の廃止予定の有無

役員退職慰労金制度の廃止予定の有無については、「廃止の予定がない」と回答した企業が 98.4%（1,342 社）と大多数を占めた。

<図表 25> 役員退職慰労金制度の廃止予定の有無（従業員規模別）



(上段: 回答数、下段: 構成比)

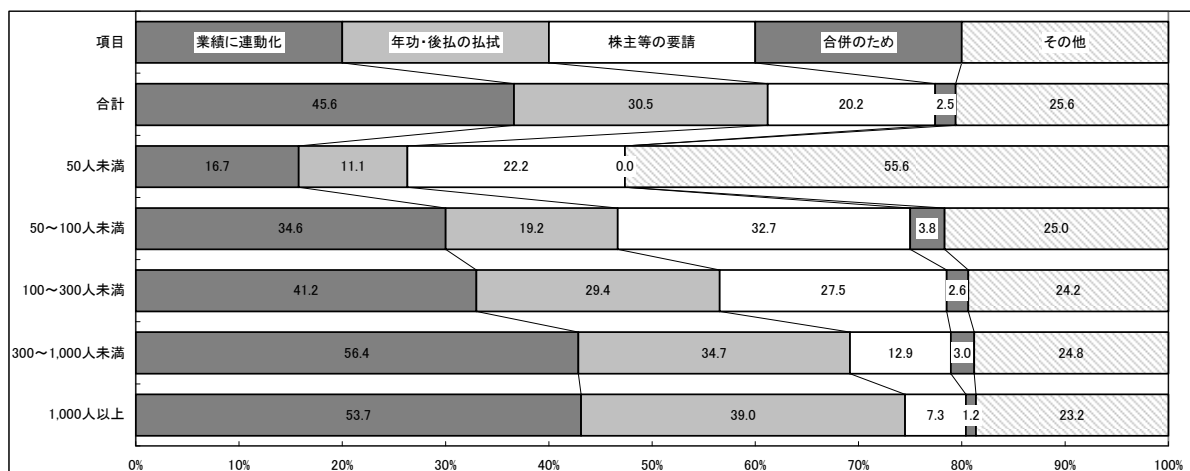
	① ある	② ない	③ 不明	合計
合計	16	1,342	6	1,364
	1.2	98.4	0.4	100.0
50人未満	1	126	0	127
	0.8	99.2	-	100.0
50～100人未満	2	283	1	286
	0.7	99.0	0.3	100.0
100～300人未満	7	629	3	639
	1.1	98.4	0.5	100.0
300～1,000人未満	6	233	2	241
	2.5	96.7	0.8	100.0
1,000人以上	0	71	0	71
	-	100.0	-	100.0

(11) 役員退職慰労金制度の廃止理由（複数回答）

役員退職慰労金制度を廃止（予定）した企業（406社）の廃止理由は、「業績に連動化」が45.6%（185社）と最も多い。次いで「年功・後払の払拭」が30.5%（124社）、「株主等の要請」が20.2%（82社）と続いた。

従業員規模別にみると、「300人～1,000人未満」「1,000人以上」で「業績に連動化」が50%を超える結果となった。

<図表 26> 役員退職慰労金制度の廃止理由（従業員規模別：MA）



(上段:回答数、下段:構成比)

	① 業績に連動化	② 年功・後払の払拭	③ 株主等の要請	④ 合併のため	⑤ その他	回答者
合計	185	124	82	10	104	406
	45.6	30.5	20.2	2.5	25.6	124.4
50人未満	3	2	4	0	10	18
	16.7	11.1	22.2	-	55.6	105.6
50～100人未満	18	10	17	2	13	52
	34.6	19.2	32.7	3.8	25.0	115.4
100～300人未満	63	45	42	4	37	153
	41.2	29.4	27.5	2.6	24.2	124.8
300～1,000人未満	57	35	13	3	25	101
	56.4	34.7	12.9	3.0	24.8	131.7
1,000人以上	44	32	6	1	19	82
	53.7	39.0	7.3	1.2	23.2	124.4

「その他」の自由回答をみると、「グループ会社の意向」、「経営改革の一環」、「社会情勢への配慮」、「常勤役員廃止のため」、「株主からの要請」などの回答があった。

<図表 27> 役員退職慰労金制度の廃止理由（「その他」の回答）

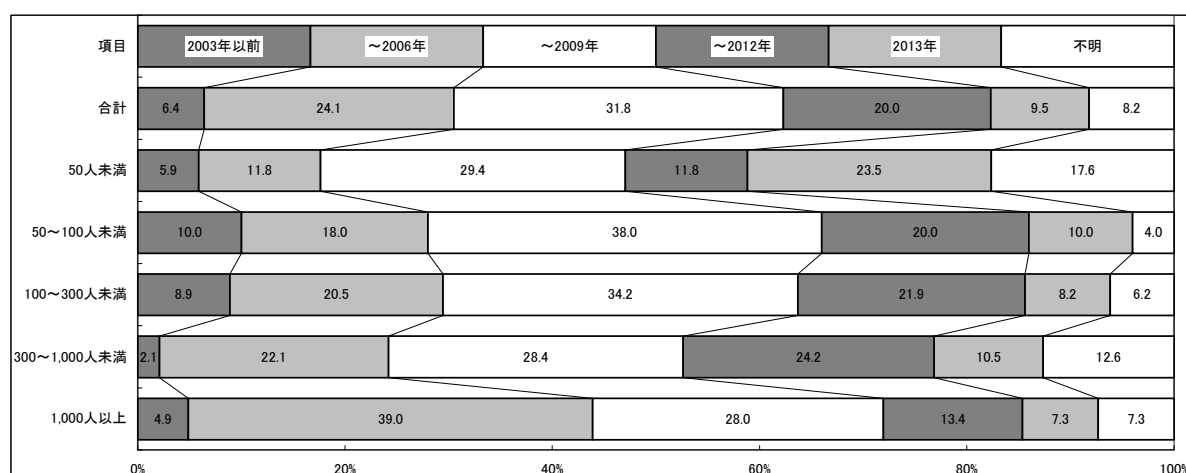
分類		回答数	回答例
1	グループ会社の意向	23	・グループ会社で統一 ・親会社の意向
2	経営改革の一環	17	・会社業績低迷のため ・経営改革の一環(事業再編のため)
3	社会情勢への配慮	4	・社会情勢に配慮したため
4	常勤役員廃止のため	4	・常勤役員がいなくなったため ・執行役員制度廃止のため
5	株主からの要請	4	・株主の要請による(スポンサーが変わった)
6	その他	14	・ストックオプション制度の導入 ・年間報酬への一本化 ・従業員の退職一時金を凍結し、確定拠出年金に移行したため
9	不明	38	
合計		104	

(12) 役員退職慰労金の廃止時期

役員退職慰労金制度を廃止した企業（390社）の廃止時期（廃止済み）は、「～2009年」が31.8%（124社）、「～2006年」が24.1%（94社）、「～2012年」が20.0%（78社）、「2013年」が9.5%（37社）、「2003年以前」が6.4%（25社）となった。

従業員規模別にみると、「1,000人以上」の企業では、2006年までに廃止した企業が4割を超えており、比較的早い段階から制度を廃止している。

<図表28> 役員退職慰労金の廃止時期（従業員規模別）



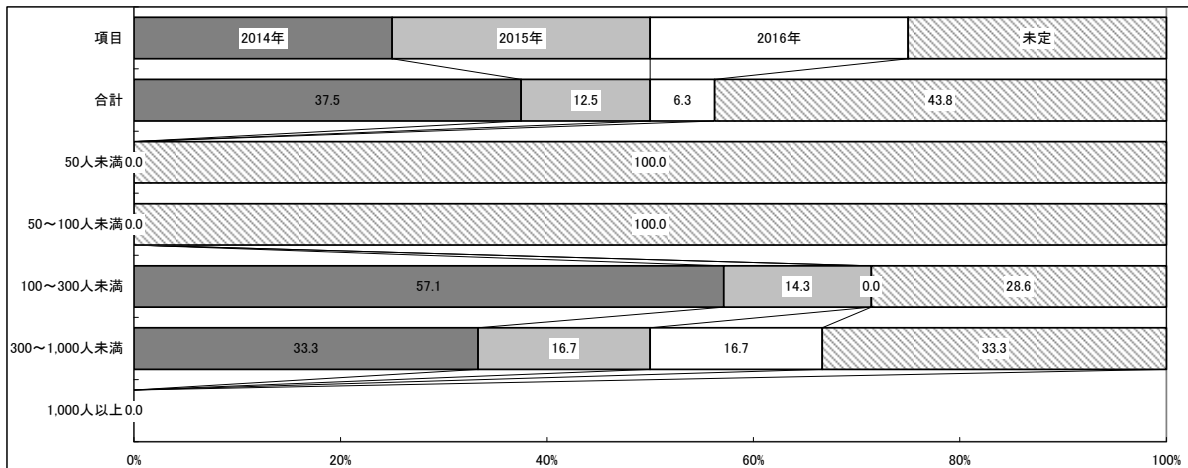
(上段: 回答数、下段: 構成比)

	① 2003年以前	② ～2006年	③ ～2009年	④ ～2012年	⑤ 2013年	⑥ 不明	合計
合計	25	94	124	78	37	32	390
	6.4	24.1	31.8	20.0	9.5	8.2	100.0
50人未満	1	2	5	2	4	3	17
	5.9	11.8	29.4	11.8	23.5	17.6	100.0
50～100人未満	5	9	19	10	5	2	50
	10.0	18.0	38.0	20.0	10.0	4.0	100.0
100～300人未満	13	30	50	32	12	9	146
	8.9	20.5	34.2	21.9	8.2	6.2	100.0
300～1,000人未満	2	21	27	23	10	12	95
	2.1	22.1	28.4	24.2	10.5	12.6	100.0
1,000人以上	4	32	23	11	6	6	82
	4.9	39.0	28.0	13.4	7.3	7.3	100.0

(13) 役員退職慰労金の廃止予定時期

役員退職慰労金制度を廃止する予定がある企業（16社）の廃止予定時期は、「2014年」が37.5%（6社）、「2015年」が12.5%（2社）、「2016年」が6.3%（1社）となっている。

<図表 29> 役員退職慰労金の廃止予定時期（従業員規模別）



(上段:回答数、下段:構成比)

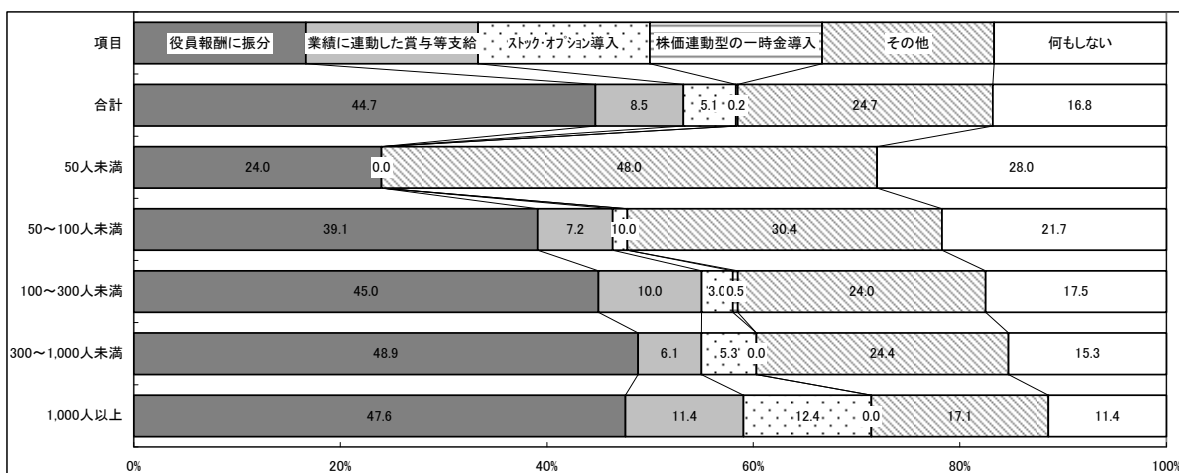
	① 2014年	② 2015年	③ 2016年	④ 未定	合計
合計	6	2	1	7	16
	37.5	12.5	6.3	43.8	100.0
50人未満	0	0	0	1	1
	-	-	-	100.0	100.0
50～100人未満	0	0	0	2	2
	-	-	-	100.0	100.0
100～300人未満	4	1	0	2	7
	57.1	14.3	-	28.6	100.0
300～1,000人未満	2	1	1	2	6
	33.3	16.7	16.7	33.3	100.0
1,000人以上	0	0	0	0	0
	-	-	-	-	0.0

(14) 役員退職慰労金制度の廃止に伴う措置（複数回答）

役員退職慰労金制度を廃止、廃止予定企業（406社）の廃止後の措置については、「役員報酬に振分」が58.4%（237社）と最も多く、突出している。次いで、「何もしない」が21.9%（89社）、「業績に連動した賞与等支給」が11.1%（45社）、「ストック・オプション導入」が6.7%（27社）と続いた。

従業員規模別にみると、規模が小さくなるほど「何もしない」企業が多くなっている。一方、「ストック・オプション導入」は規模が大きい会社ほど多くなっている。

<図表 30> 役員退職慰労金制度廃止後の措置（従業員規模別：MA）



(上段: 回答数、下段: 構成比)

	①	②	③	④	⑤	⑥	合計
	役員報酬に振分	業績に連動した賞与等支給	ストック・オプション導入	株価連動型の一時金導入	その他	何もしない	
合計	237	45	27	1	131	89	530
	44.7	8.5	5.1	0.2	24.7	16.8	100.0
50人未満	6	0	0	0	12	7	25
	24.0	-	-	-	48.0	28.0	100.0
50～100人未満	27	5	1	0	21	15	69
	39.1	7.2	1.4	-	30.4	21.7	100.0
100～300人未満	90	20	6	1	48	35	200
	45.0	10.0	3.0	0.5	24.0	17.5	100.0
300～1,000人未満	64	8	7	0	32	20	131
	48.9	6.1	5.3	-	24.4	15.3	100.0
1,000人以上	50	12	13	0	18	12	105
	47.6	11.4	12.4	-	17.1	11.4	100.0

「その他」の自由回答をみると、「慰労金に代替する方法を導入」、「代替する名目で支給」などの回答があった。

＜図表 31＞役員退職慰労金制度廃止後の措置（「その他」の回答）

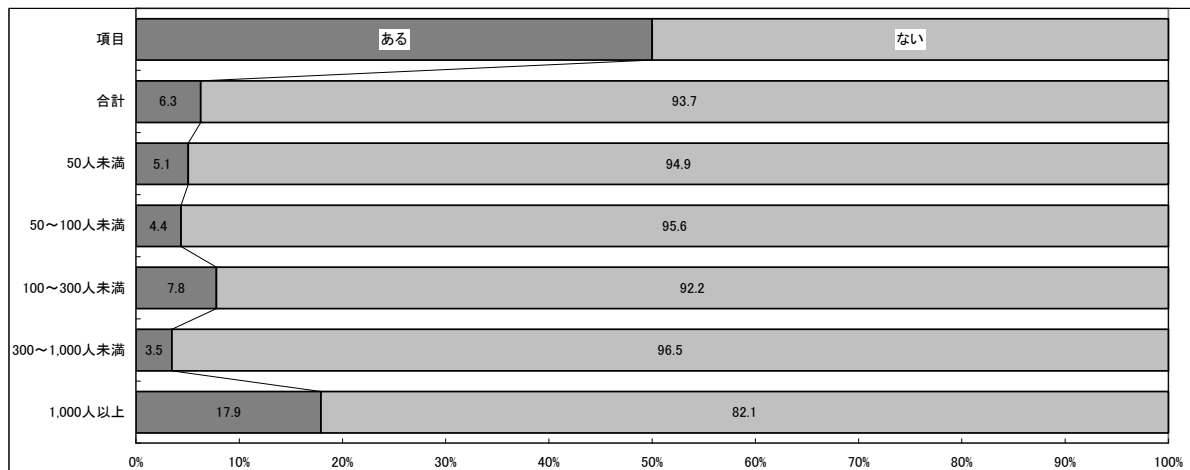
分 類		回答数	回 答 例
1	代替する名目で支給	4	<ul style="list-style-type: none"> ・退任時に退職金として支給 ・一時金で支給 ・役員退任時に積立分を支給
2	慰労金に代替する方法を導入	6	<ul style="list-style-type: none"> ・自社株式取得報酬制度を新規導入 ・総合福祉団体保険へ加入 ・福利厚生制度(ハイクラス用)の提供
3	その他	6	<ul style="list-style-type: none"> ・移行措置の導入 ・記念品 ・検討中
9	不明	115	
合計		131	

(15) 役員退職慰労金制度に準じた制度の有無

役員退職慰労金制度がない企業（1,243社）の同制度に準じた制度の有無は、「ない」が93.7%（1,165社）、「ある」が6.3%（78社）となった。

従業員規模別に関わらず、「ない」という回答が多くなっている。

<図表 32> 役員退職慰労金制度に準じた制度の有無（従業員規模別）



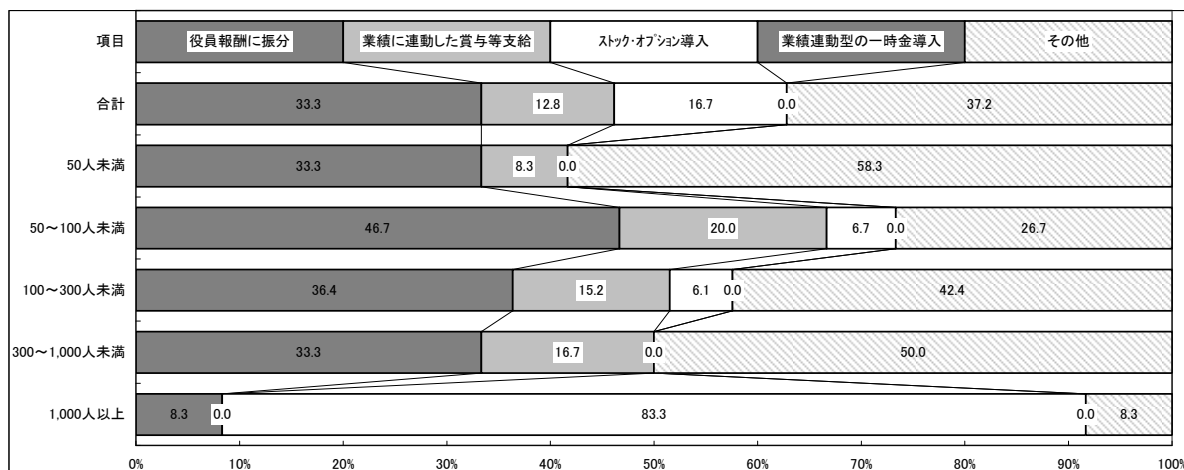
(上段:回答数、下段:構成比)

	① ある	② ない	合計
合計	78	1,165	1,243
	6.3	93.7	100.0
50人未満	12	225	237
	5.1	94.9	100.0
50～100人未満	15	328	343
	4.4	95.6	100.0
100～300人未満	33	391	424
	7.8	92.2	100.0
300～1,000人未満	6	166	172
	3.5	96.5	100.0
1,000人以上	12	55	67
	17.9	82.1	100.0

(16) 役員退職慰労金制度に準じた制度の内容

役員退職慰労金制度に準じた制度がある企業（78社）の制度の内容は、「役員報酬に振分」が33.3%（26社）と多い。次いで、「ストック・オプション導入」が16.7%（13社）、「業績に連動した賞与等支給」が12.8%（10社）と続いた。

<図表 33> 役員退職慰労金制度に準じた制度の内容（従業員規模別）



(上段: 回答数、下段: 構成比)

	①	②	③	④	⑤	合計
	役員報酬に振分	業績に連動した賞与等支給	ストック・オプション導入	業績連動型の一時金導入	その他	
合計	26	10	13	0	29	78
	33.3	12.8	16.7	-	37.2	100.0
50人未満	4	1	0	0	7	12
	33.3	8.3	-	-	58.3	100.0
50～100人未満	7	3	1	0	4	15
	46.7	20.0	6.7	-	26.7	100.0
100～300人未満	12	5	2	0	14	33
	36.4	15.2	6.1	-	42.4	100.0
300～1,000人未満	2	1	0	0	3	6
	33.3	16.7	-	-	50.0	100.0
1,000人以上	1	0	10	0	1	12
	8.3	-	83.3	-	8.3	100.0

「その他」の自由回答をみると、「退任時の年数・役位等を考慮し、取締役会で決定」などの回答があった。

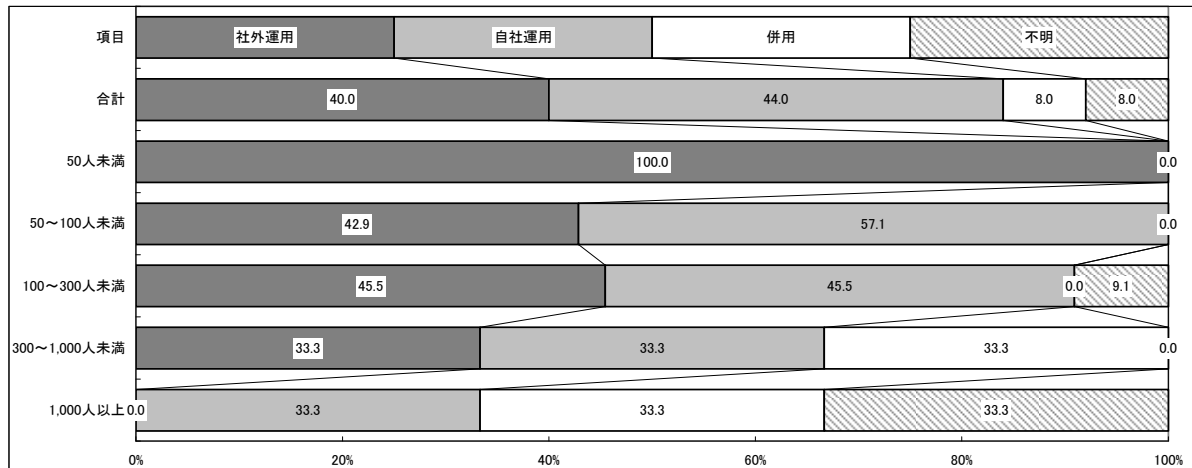
＜図表 34＞ 役員退職慰労金制度に準じた制度の内容（「その他」の回答）

分類		回答数	回答例
1	様々な方法	6	<ul style="list-style-type: none"> ・退任時の年数・役位等を考慮し、取締役会で決定 ・社長のみ任期(2期:4年)満了につき慰労金を支給 ・社長100千円/月、役付取締役50千円/月、取締役40千円/月の 親会社株式購入 ・保険積立金 ・確定拠出年金制度 ・株主総会で毎回決定、金額は取締役会でその都度決める。
9	不明	23	
合計		29	

(17) 役員退職慰労金の年金制度の運用形態

役員退職慰労金で年金制度を採用していると回答した企業は 25 社となっているが、その運用形態は、「自社運用」が 44.0% (11 社)、「社外運用」が 40.0% (10 社) で、ほぼ二分し、「併用」は 8.0% (2 社) であった。

<図表 35> 役員退職慰労金の年金制度の運用形態 (従業員規模別)



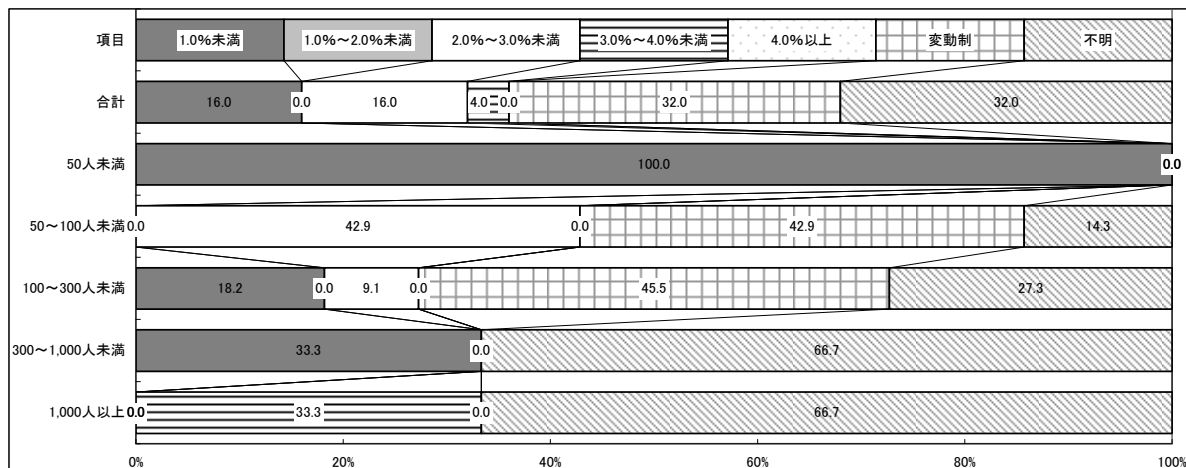
(上段:回答数、下段:構成比)

	① 社外運用	② 自社運用	③ 併用	④ 不明	⑤ 合計
合計	10	11	2	2	25
	40.0	44.0	8.0	8.0	100.0
50人未満	1	0	0	0	1
	100.0	-	-	-	100.0
50~100人未満	3	4	0	0	7
	42.9	57.1	-	-	100.0
100~300人未満	5	5	0	1	11
	45.5	45.5	-	9.1	100.0
300~1,000人未満	1	1	1	0	3
	33.3	33.3	33.3	-	100.0
1,000人以上	0	1	1	1	3
	-	33.3	33.3	33.3	100.0

(18) 役員退職慰労金年金の給付利率

役員退職慰労金年金の給付利率は、「変動制」が32.0%（8社）、「1.0%未満」「2.0%～3.0%未満」が16.0%（4社）となっている。なお、「不明」とする企業も多くあった。

<図表 36> 役員退職慰労金年金の給付利率（従業員規模別）



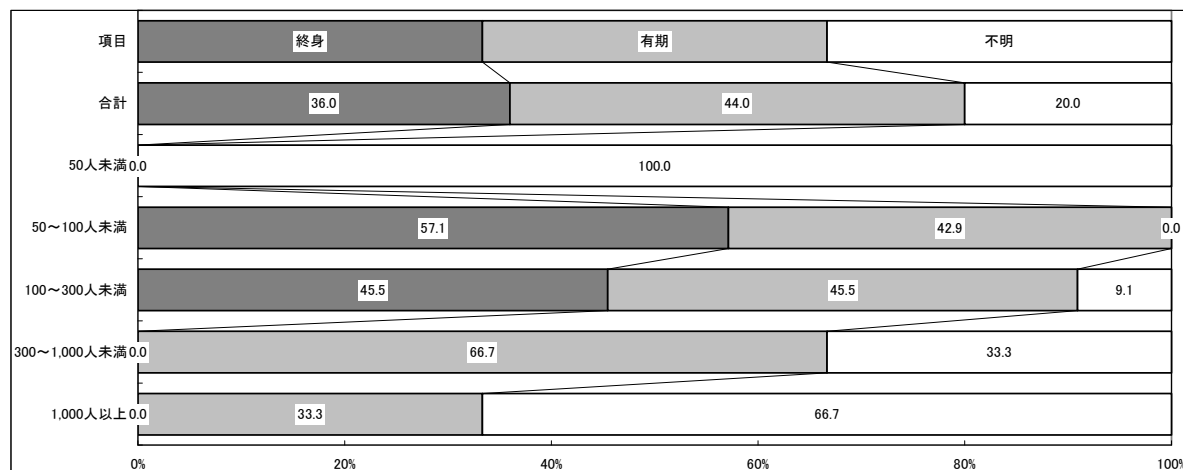
(上段: 回答数、下段: 構成比)

	① 1.0%未満	② 1.0%~2.0%未満	③ 2.0%~3.0%未満	④ 3.0%~4.0%未満	⑤ 4.0%以上	⑥ 変動制	⑨ 不明	合計
合計	4	0	4	1	0	8	8	25
	16.0	-	16.0	4.0	-	32.0	32.0	100.0
50人未満	1	0	0	0	0	0	0	1
	100.0	-	-	-	-	-	-	100.0
50~100人未満	0	0	3	0	0	3	1	7
	-	-	42.9	-	-	42.9	14.3	100.0
100~300人未満	2	0	1	0	0	5	3	11
	18.2	-	9.1	-	-	45.5	27.3	100.0
300~1,000人未満	1	0	0	0	0	0	2	3
	33.3	-	-	-	-	-	66.7	100.0
1,000人以上	0	0	0	1	0	0	2	3
	-	-	-	33.3	-	-	66.7	100.0

(19) 役員退職慰労金年金の支給期間

役員退職慰労金年金の支給期間は、「有期」が44.0%（11社）、「終身」が36.0%（9社）となっている。

<図表 37> 役員退職慰労金年金の支給期間（従業員規模別）



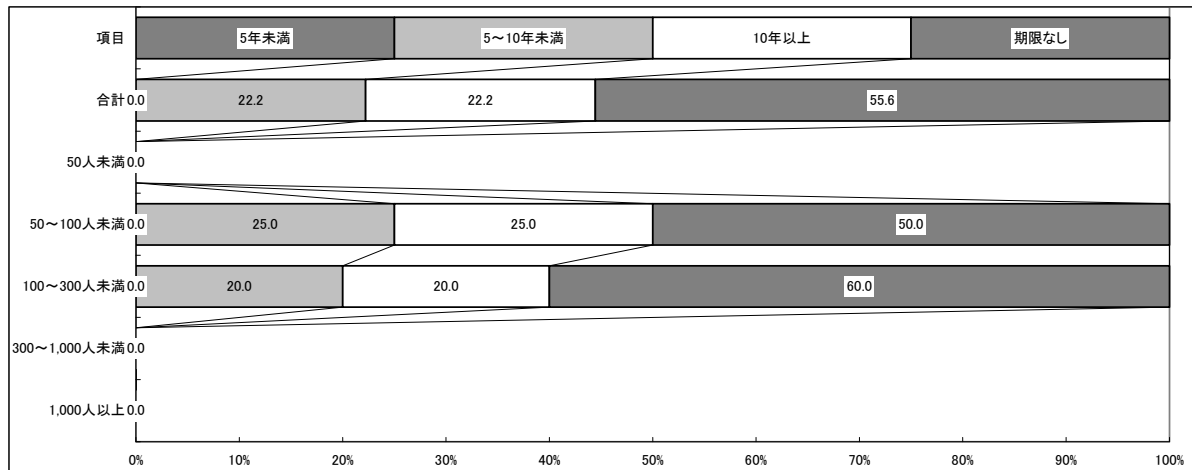
(上段: 回答数、下段: 構成比)

	① 終身	② 有期	③ 不明	合計
合計	9	11	5	25
	36.0	44.0	20.0	100.0
50人未満	0	0	1	1
	-	-	100.0	100.0
50～100人未満	4	3	0	7
	57.1	42.9	-	100.0
100～300人未満	5	5	1	11
	45.5	45.5	9.1	100.0
300～1,000人未満	0	2	1	3
	-	66.7	33.3	100.0
1,000人以上	0	1	2	3
	-	33.3	66.7	100.0

①「終身」の保障期間

役員退職慰労金年金の支給期間で「1. 終身」と回答した企業の保障期間は、「期限なし」が55.6%（5社）、「5～10年未満」「10年以上」がともに22.2%（2社）となっている。

<図表 38> 終身の保障期間（従業員規模別）



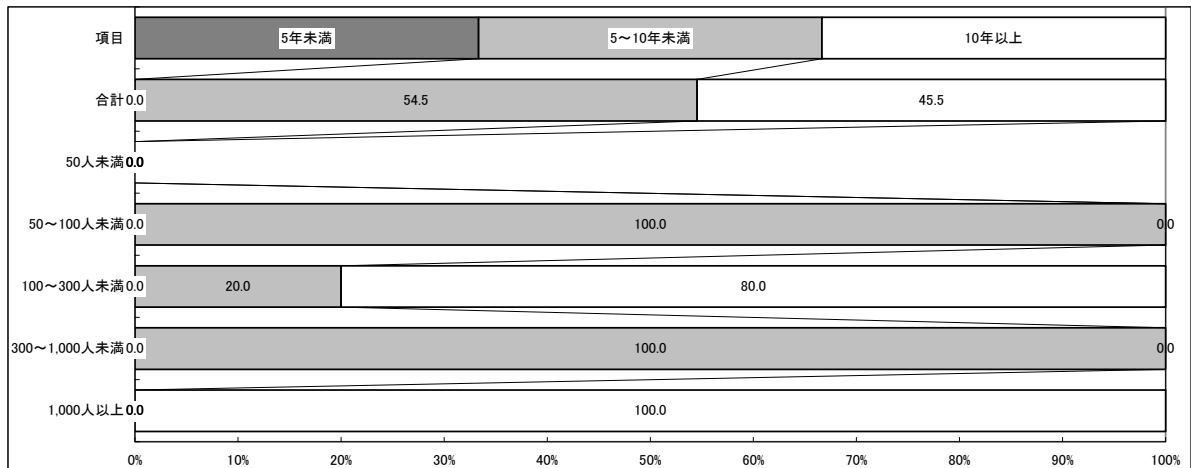
(上段:回答数、下段:構成比)

	① 5年未満	② 5～10年未満	③ 10年以上	④ 期限なし	合計
合計	0	2	2	5	9
	-	22.2	22.2	55.6	100.0
50人未満	0	0	0	0	0
	-	-	-	-	0.0
50～100人未満	0	1	1	2	4
	-	25.0	25.0	50.0	100.0
100～300人未満	0	1	1	3	5
	-	20.0	20.0	60.0	100.0
300～1,000人未満	0	0	0	0	0
	-	-	-	-	0.0
1,000人以上	0	0	0	0	0
	-	-	-	-	0.0

②「有期」の支給期間

役員退職慰労金年金の支給期間で「2.有期」の支給期間は、「5～10年未満」が54.5%（6社）、「10年以上」が45.5%（5社）となっている。

<図表 39> 「有期」の支給期間（従業員規模別）



(上段:回答数、下段:構成比)

	① 5年未満	② 5～10年未満	③ 10年以上	合計
合計	0	6	5	11
	-	54.5	45.5	100.0
50人未満	0	0	0	0
	-	-	-	0.0
50～100人未満	0	3	0	3
	-	100.0	-	100.0
100～300人未満	0	1	4	5
	-	20.0	80.0	100.0
300～1,000人未満	0	2	0	2
	-	100.0	-	100.0
1,000人以上	0	0	1	1
	-	-	100.0	100.0

Ⅲ 資料編

■ アンケート票

「民間企業における役員退職慰労金制度の実態に関するアンケート調査」

平成25年9月
株式会社 矢野経済研究所

本調査は、総務省人事・恩給局が国家公務員の退職手当制度の総合的な検討を行うに当たり、その参考とするために、株式会社矢野経済研究所が総務省人事・恩給局の委託を受けて実施するものです。ご回答いただいた情報は、**制度検討の目的以外に利用されることはありません**ので、実態に即してご回答くださいますようお願い申し上げます。

ご多忙のところ誠に申し訳ありませんが、本調査の趣旨にご理解を賜り、何とぞご協力くださいますようお願い申し上げます。

1. 役員退職慰労金制度（もしくは人事制度）のご担当者がご回答ください。
2. 特に断りのない限り、平成25年8月末現在の状況についてご記入ください。
3. 設問の番号順にご回答ください。設問によっては一部の方だけにお尋ねするものもありますので、指示に従ってお進みください。
4. 回答を選択する形式の質問につきましては、特に断りのない限り、該当する選択肢の番号に○印を付けてください。
5. 回答方法は、該当する番号に○印を付けていただくもの、設問の下にある□内に該当する数字等をご記入いただくものがあります。設問の指示に従ってご記入ください。
6. 「その他」に（ ）がある場合、出来るだけ具体的な内容を（ ）内にご記入ください。
7. ご記入いただきましたアンケート票は、**10月11日（金）まで**に同封の返信用封筒（切手不要）に入れてご返送ください。なお、電子媒体での回答を希望される場合は、下記までご連絡ください。
8. 本調査についてご不明な点、ご質問等ございましたら、下記までご連絡ください。

【個人情報のお取り扱いについて】

本調査でお預かりした個人情報につきましては、ご回答内容の再確認など調査業務のみに利用し、他の目的では利用いたしません。また、弊社以外の第三者への提供や個人情報の取り扱いを外部に委託することはありません。

お取り扱いの詳細は、こちらをご確認ください。

⇒ http://www.yano.co.jp/privacy_policy/



【お問い合わせ先】

株式会社 矢野経済研究所

〒164-8620 東京都中野区本町 2-46-2 中野坂上セントラルビル

担当：高野・小山（東京）、野間（大阪）

TEL：03-5371-6958（東京） 06-6266-1384（大阪）

お問い合わせ時間：平日 9:00～18:00

E-MAIL：jtakano@yano.co.jp

【はじめに】

ご回答いただきました内容を確認させていただく場合がありますので、まず、ご担当者様のご連絡先をご記入ください。

会社名	
部署名	
ご担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

I 貴社の概況についてお伺いします。

問1 貴社の事業内容（業種）は、次のうちどれに該当しますか。（○は1つ。事業が複数ある場合、過去一年間の収入額の最も多い事業を選択してください。）

1 農業、林業	11 不動産業、物品賃貸業
2 漁業	12 学術研究、専門・技術サービス業
3 鉱業、採石業、砂利採取業	13 宿泊業、飲食サービス業
4 建設業	14 生活関連サービス業、娯楽業
5 製造業	15 教育、学習支援業
6 電気・ガス・熱供給・水道業	16 医療、福祉
7 情報通信業	17 複合サービス業
8 運輸業、郵便業	18 サービス業（他に分類されないもの）
9 卸売業、小売業	19 その他（ ）
10 金融業、保険業	

問2 貴社の企業全体の常勤従業員は何人ですか。（○は1つ）

1 50人未満	4 300～1000人未満
2 50～100人未満	5 1000人以上
3 100～300人未満	

問3 貴社の常勤従業員の平均年齢は、次のうちどれに該当しますか。（○は1つ）

1 20歳代	3 40歳代
2 30歳代	4 50歳代以上

問4 貴社は、設立してから何年になりますか。（○は1つ）

1 5年未満	4 20年～30年未満
2 5年～10年未満	5 30年以上
3 10年～20年未満	

問5 貴社は株式を公開（上場）していますか。（○は1つ）

- | | |
|------|-------|
| 1 公開 | 2 非公開 |
|------|-------|

問6 貴社は同族経営（上位3株主の持ち株比率を合計して50%を超える会社）ですか。（○は1つ）

- | | |
|-----------|------------|
| 1 同族経営である | 2 同族経営ではない |
|-----------|------------|

問7 貴社の資本金額はいくらですか。（○は1つ）

- | | |
|---------------|--------------|
| 1 1千万円未満 | 4 1億円～3億円未満 |
| 2 1千万円～5千万円未満 | 5 3億円～10億円未満 |
| 3 5千万円～1億円未満 | 6 10億円以上 |

Ⅱ 貴社の役員退職慰労金制度についてお伺いします。

本調査における「役員」の定義は、『常勤』の取締役（会長・社長・副社長・専務・常務・取締役、等）と監査役であり、非常勤役員は対象外とします。

問8 貴社の常勤役員数は何人ですか。

人

問9 貴社では、役員退職慰労金制度はありますか。（○は1つ）

- | | |
|----------------------|----------------|
| 1 制度がある | 3 制度はない（→問25へ） |
| 2 制度はあったが廃止した（→問22へ） | |

問10 （問9で「1」とご回答いただいた方にお伺いします）貴社には、役員退職慰労金に関する規定はありますか。（○は1つ）

- | | |
|---------|----------------|
| 1 規定がある | 2 規定はない（→問12へ） |
|---------|----------------|

問11 （問10で「1」とご回答いただいた方にお伺いします）貴社には、役員が退任した後に在任中の不祥事が発覚した際に、当該役員に対して退職慰労金の返還を求める規定はありますか。（○は1つ）

- | | |
|------|------|
| 1 ある | 2 ない |
|------|------|

問 12 貴社では、従業員が役員になる際に、従業員時の退職金は支払われますか。(○は1つ)

- | | |
|-------------|--------------|
| 1 退職金は支払われる | 2 退職金は支払われない |
|-------------|--------------|

問 13 役員退職慰労金の算定方法(計算式)のベースとなるものは次のうちどれに該当しますか。(○は1つ)

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1 退任時の最終報酬月額 | 6 ポイント制を用いた単価設定 |
| 2 退任時の年俸 | 7 業績連動型 |
| 3 歴任した役位別最終報酬月額 | 8 取締役会での決定 |
| 4 退任時の役位定額 | 9 その他 () |
| 5 在任中の最高報酬月額 | |

問 14 役員退職慰労金の功労加算はありますか。(○は1つ)

- | | |
|------|------|
| 1 ある | 2 ない |
|------|------|

問 15 役員退職慰労金はどのような形態で支給されていますか。(○は1つ)

- | |
|-----------------------|
| 1 全額一時金として支給 (→問 19へ) |
| 2 全額年金として支給 |
| 3 一時金と年金の併用 |

問 16 (問 15で「2」又は「3」とご回答いただいた方にお伺いします) 役員退職慰労金の年金制度はどのような形で運用していますか。(○は1つ)

- | |
|---------------|
| 1 他社で運用 |
| 2 自社で運用 |
| 3 自社と他社の運用を併用 |

問 17 貴社の役員退職慰労金年金の給付利率は次のうちどれに該当しますか。(○は1つ)

- | | |
|---------------|---------------|
| 1 1.0%未満 | 4 3.0%～4.0%未満 |
| 2 1.0%～2.0%未満 | 5 4.0%以上 |
| 3 2.0%～3.0%未満 | 6 変動制 |

問 18 貴社の役員退職慰労金年金の支給期間はどのようになっていますか。「1 終身」の場合は保障期間、「2 有期」の場合は支給期間のそれぞれ当てはまる年数の1つに、○印を付けてください。(○は1つ)

- | |
|-------------------------------------|
| 1 終身→保障期間：①5年未満 ②5～10年未満 ③10年以上 ④なし |
| 2 有期→支給期間：①5年未満 ②5～10年未満 ③10年以上 |

問 19 過去5年で役員退職慰労金制度の改定がありましたか。もしくは今後改定の予定がありますか。(○は1つ)

- | |
|-------------------|
| 1 改定があった |
| 2 今後、改定の予定がある |
| 3 改定の予定はない(→問21へ) |

問 20 (問19で「1」又は「2」とご回答いただいた方にお伺いします)役員退職慰労金制度の改定の内容は次のうちどれに該当しますか。(○はいくつでも)

- | | |
|-------------------|-----------|
| 1 計算方式の変更 | 5 支給水準の変更 |
| 2 ポイント制役員退職慰労金の導入 | 6 上限金額の設定 |
| 3 業績連動型役員退職慰労金の導入 | 7 規定の明文化 |
| 4 支給形態の変更 | 8 その他 () |

問 21 今後、役員退職慰労金制度の廃止の予定がありますか。(○は1つ)

- | |
|-----------------|
| 1 廃止の予定がある |
| 2 廃止の予定はない(→終了) |

問 22 (問9で「2」又は問21で「1」とご回答いただいた方にお伺いします)役員退職慰労金制度の廃止(予定)の理由は何ですか。(○はいくつでも)

- | |
|------------------------|
| 1 会社業績と連動する報酬体系に改定するため |
| 2 年功的要素又は報酬の後払的要素が強いため |
| 3 株主等の要請があったため |
| 4 会社合併のため |
| 5 その他 () |

問 23 役員退職慰労金制度の廃止（予定）の時期はいつですか。

廃止（予定）時期 西暦 年

問 24 役員退職慰労金制度の廃止（予定）に伴って、どのような措置を講じましたか。
又は、何らかの措置を講じる予定はありますか。（○はいくつでも）

- | |
|--|
| 1 役員報酬等への振り分け（→終了） |
| 2 業績に連動した賞与等の支給（→終了） |
| 3 ストック・オプション制度の導入（→終了） |
| 4 株価連動型の一時金の導入（→終了） |
| 5 その他（ <input type="text"/> ）
（→終了） |
| 6 何も講じていない、何も講じる予定がない
（→終了） |

問 25 （問 9 で「3」とご回答いただいた方にお伺いします）貴社には、役員退職慰労金制度に準じた制度はありますか。（○は 1 つ）

- | | |
|------|-----------|
| 1 ある | 2 ない（→終了） |
|------|-----------|

問 26 （問 25 で「1」とご回答いただいた方にお伺いします）貴社の役員退職慰労金制度に準じた制度の内容は、次のうちどれに該当しますか。（○は 1 つ）

- | |
|-------------------------------|
| 1 役員報酬等への振り分け |
| 2 業績に連動した賞与等の支給 |
| 3 ストック・オプション制度 |
| 4 株価連動型の一時金の導入 |
| 5 その他（ <input type="text"/> ） |

～本調査へのご協力ありがとうございました～

ご記入いただきました調査票は、同封の返信用封筒（切手不要）にて、**10月11日（金）まで**にご返送くださいますようお願い申し上げます。

■ アンケート調査ご協力をお願い

平成 25 年 9 月

「民間企業における役員退職慰労金制度の実態に関するアンケート調査」 ご協力をお願い

総務省人事・恩給局

拝啓

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

この度総務省人事・恩給局では、国家公務員の退職手当制度の総合的な検討を行うに当たり、その参考とするために、民間企業における役員の退職慰労金制度に関する実態調査を実施することといたしました。

本調査の対象は、日本全国の事業者から、産業・従業員数別に、無作為に抽出させていただいたものであり、特定の企業をお願いするものではありません。

ご回答いただきました内容は、慎重に取り扱い、統計的に処理することで、集計結果のみを総務省人事・恩給局での国家公務員の退職手当制度の検討に活用させていただきます。企業名や個々の回答内容が外部に公開されるようなことは決してございませんので、念のため申し添えます。

大変お手数をお掛けしますが、同封のアンケート票に関しまして、貴社における退職慰労金制度（もしくは人事制度）を直接ご担当されている方にご回答いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、本調査に関する業務については、株式会社矢野経済研究所に委託しております。ご記入いただきましたアンケート票は、同封した返信用の封筒にて、下記委託先までご返信ください。また、ご不明な点につきましては、直接下記委託先にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

ご多忙中のこととは存じますが、本調査の主旨にご理解を賜り、何とぞご協力くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

敬具

【調査委託先】（アンケート票送付先、内容についてのお問い合わせ先）

株式会社 矢野経済研究所

〒164-8620 東京都中野区本町 2-46-2 中野坂上セントラルビル

担当：高野・小山（東京）、野間（大阪）

TEL：03-5371-6958（東京） 06-6266-1384（大阪）

お問い合わせ時間：平日 9:00～18:00

E-MAIL：jtakano@yano.co.jp

【調査委託元】

総務省人事・恩給局退職手当第二係

担当：千葉、渡辺(耕)

TEL：03-5253-5111（代表）

■送付用封筒（角 2 版）



ゆうメール


この調査は総務省人事・恩給局より委託を受けまして、矢野経済研究所が実施しております。
本調査の趣旨にご理解を賜り、何卒ご回答下さいますようお願い申し上げます。

総務省人事・恩給局委託調査

民間企業における役員退職慰労金制度の 実態に関するアンケート調査

【送付先／調査実施機関】株式会社 矢野経済研究所
〒164-8620 東京都中野区本町 2-46-2 中野坂上セントラルビル
TEL：03-5371-6958 FAX：03-5371-6965
お問い合わせ時間：平日 9:00～18:00

■返信用封筒（長3版）

 料金受取人払郵便	1 6 4 8 7 9 0
中野支店承認 1388	0 6 2
差出有効期間 平成26年9月 17日まで	（受取人）
総務省人事・恩給局委託調査	東京都中野区本町二丁目四十六番二号
	中野坂上セントラルビル内
	株式会社 矢野経済研究所 情報通信・金融事業部 「民間企業における役員退職慰労金制度の 実態に関するアンケート調査」事務局 行
	